

1951年7月20日第3種郵便物認可 2022年12月1日発行 毎月1回1日発行第72巻第11号

ISSN 0913-6134

# 農村と都市をむすぶ

座談会 地理的表示保護制度をめぐって  
司会 作山 巧 報告者 内藤恵久

2022年12月号 NO.851

農研機構・研究成果報告 金田 哲



編集代表 谷口信和

農村と都市をむすぶ 二〇二二年十二月号(第八五二号) 座談会 地理的表示保護制度をめぐって

一九五一年七月二十日第三種郵便物認可  
二〇二二年十二月一日発行 毎月一回一日発行 第七二巻第十一号

農村と都市をむすぶ 頒価二二〇円 送料七五円

東京都千代田区霞が関一ノ二フー  
合 全農 農林労働組合  
農村と都市をむすぶ編集部  
TEL 〇三三五〇八一四三五〇



「穴道湖と嫁ヶ島」(松江分会)

表紙写真は、日本三名園の一つとして岡山県民に親しまれている後楽園です。1687年、当時の岡山藩主・池田綱正が家臣の津田永忠に命じ着工、1700年に完成を見たとされています。毎年、夏と秋に「幻想庭園」としてライトアップされ、掲載した写真は「秋の幻想庭園」として11月18~27日の短期間に開催されたものです。次回は、「夏」バージョンとして来年8月に予定されています。

また、上掲はシジミ漁で有名な島根県北東部にある穴道湖と唯一の島である嫁ヶ島です。嫁ヶ島(袖師地藏と)の美しい夕焼けは、日本夕日百選にも選定され「眺めるためにだけある島」としても有名です。

## 「農村と都市をむすぶ」編集委員会

(農林行政を考える会)

編集代表	谷口信和	東京大学名誉教授
編集長	口藤部山瀬林坂山川	東京大学教授
編集委員	信光信健安和信雅	東洋大学名誉教授
	和義司治雄俊一	早稲田大学名誉教授
	滋夫巧夫	農政ジャーナリスト
	邦	東京大学名誉教授
		静岡農専短大教授
		日本農業研究所研究員
		宇都宮大学教授
		日本大学准教授
		明治大学教授
		茨城大学准教授

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介

## 水田活用新時代

—減反・転作対応から地域産業興しの拠点へ—

谷口信和・梅本 雅・千田雅之・李 侖美 著

米価下落、TPP・自由化路線に抗し、  
水田を地域農業・産業の拠点として  
活かすための実践的提案の書



## 「農政改革」下の農業・農村

神山安雄 著



## 「日本酪農への提言」

持続可能な発展のために

小林信一 著



◎「水田活用新時代」は農文協(農業書センターTEL03-6261-4760)、「農政改革下の農業・農村」は農林統計出版(TEL03-3511-0058)、「日本酪農への提言」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)までお問い合わせください。

### 編集後記

二〇二二年もあと僅か、コロナ禍は第八派、インフルエンザも相まっての感染拡大が懸念されていますので、対策を十分に健やかな年末年始を迎えてください。

今世間では、アラブ諸国で初開催となったサッカー・ワールドカップが注目的。七大会連続出場となった日本チームは、グループHの初戦のドイツ戦に勝利、二戦目のコストリカ戦に負けたものの、スペイン戦には逆転勝利と一喜一憂、決勝トーナメントに進むなかで、多くの人が寝不足になったのでは。他人のことは言えませんが、筆者も含めにわかファンが急増し、ショップではユニフォームが爆売れするなど、経済効果に一役を買っています。

一方で、開催国における人権問題がクローズアップされたのも事実。性的マイノリティや移民労働者への権利侵害、さらには、深刻なジェンダー不平等への批判です。とりわけ、ヨーロッパ諸国は、様々な形で抗議活動を行っており、パブリックビューイングはもとより、一般家庭向けのTV放送も取りやめる国も少なくありませんでした。宗教・戒律も背景にある難しい問題ですが、人権や多様性は世界的課題であるだけに、国際的イベントを契機に共有・協調が深まることを願う。

さて、今号は「地理的表示保護制度」をテーマとした座談会を掲載しています。報告頂いた農林水産政策研究所の内藤様には、政策決定に至る経過など詳細に説明いただき、各政策部局はもとより、EUをはじめとした各国の思惑などとても興味深い内容となっています。

皆さんはご承知と思いますが、地理的表示(GI)保護制度とは、「地域において長年培われた特別の栽培方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質や評価を得た製品のうち、品質や社会的評価など確立した特性が産地と結びついている産品」について、その名称を知的財産として保護する制度(農林水産省より)です。一五年六月の制度開始以来、本年一〇月時点で四二都道府県一七産品、二カ国三産品の計一二〇産品が登録されています。第一号は、一五年一二月登録の青森県東地域(青森市など)で生産されている「あおもりカシス」、直近では北見市常呂町(北海道)の「ところピンクにんにく」となっています。皆さんが住む地域で何が登録されているか調べてみては如何でしょうか。

結びに、写真を投稿して頂いた岡山分会と松江分会の皆さん大変ありがとうございました。事務局では、全国各分会からの写真投稿を心待ちにしていますので、よろしく願います。また、新たな年が皆さんにとって実りある年になるよう祈念しています。(柴山)



「座談会風景」

## 目 次

**座談会 地理的表示保護制度をめぐって** …………… (4)

**司 会** 作山 巧

**報 告** 内藤恵久

**出席者** 谷口信和      安藤光義      服部信司      堀口健治

小林信一      矢坂雅充      友田滋夫      西川邦夫

**農研機構・研究成果報告**

ミミズの団粒形成機能の見える化 ……………金田 哲 (56)

[時評] 高騰する穀物価格：その背景・潤う国と圧迫される国 …… S H (2)

☆表紙写真 「後楽園・秋の幻想庭園」(岡山分会)

「農村と都市をむすぶ」2022年12月号(第72巻第11号)通巻第851号



## 高騰する穀物価格…その背景 潤う国と圧迫される国

時評

穀物価格が高騰している

二〇二二年一月時点における二〇二二／二三年度のアメリカ小麦農場価格は、一ブッシェル（二七・五kg）あたり九・二ドル。一昨（二〇二〇／二一）年度五・〇五ドルの一・八倍になった。トウモロコシは六・八ドルで一昨年度の一・五倍、大豆は一四ドルで同一〇・八ドルの一・三倍である（表1）。

この高騰は、いうまでもなく、ロシアのウクライナ侵攻の結果である。ウクライナの二〇二一／二二年度の小麦輸出推定量は一八八四万トン（世界輸出量の九・三％、第五位）。これが、ロシアの侵攻により、不安定な状態に置かれているからである。

穀物価格の高騰には、さらにいくつかの要因がある。

**燃料価格の高騰が輸送運賃を引上げ、穀物価格の上昇に結び付く**

我が国をはじめ多くの国は、石油の供給を中東諸国に依存している。その石油価格が高騰するとともに、中東諸国（ガルフ）からの輸送運賃を引き上げている。

ガルフ→日本への石油・輸送運賃は、二〇一九年四月にはトンあたり四二二ドル（一〇〇）であったが、今年

（二〇二二）六月には、七八九ドル（一八七）に跳ね上がり、以降、そこに高止まりしているのである。

**輸出規制国（途上国）による輸出規制が穀価の引上げを促す**

それだけではない。

国内食料の維持のために、農産物の輸出を規制している途上国の輸出規制が、穀物価格の一層の引上げを促している。

輸出規制を行っている主な輸出規制国を挙げれば、アフガニスタンは小麦、アルゼンチンは牛肉、インドは小麦・砂糖、イランはジャガイモ・トマト、パキスタンは砂糖、マレーシアは鶏肉の輸出を規制している（表2）。

これらの輸出規制は、各国の国内食料・維持のために、欠かせないものであろう。それを批判することは、誰にもできない。

だが、それが穀物価格の上昇を促しているのも事実である。

**価格高騰は、最大の穀物輸出国アメリカを潤す**

この価格高騰は、最大の穀物輸出国・アメリカを潤している。

アメリカにおける農業総所得（農業からの総所得…企業における農業からの所得を含む）は、二〇二〇／二一

表1 アメリカの穀物・農場価格（ドル／ブッシェル1）

	2020／21年度 <sup>2)</sup> 平均	2022／23年度平均
小麦	5.05 (100)	9.20 (182)
トウモロコシ	4.53 (100)	6.80 (150)
大豆	10.80 (100)	14.00 (130)

注1) 1ブッシェル：小麦・大豆 27.5kg。トウモロコシ 25.4kg。

注2) 小麦年度：6月→翌年5月。トウモロコシ・大豆年度：10月→翌年9月。

注3) 2022／23年度は、2022年11月時点での予測（アメリカ農務省）。

資料：USDA（アメリカ農務省）、World Supply and Demand Estimates, Nov.2022.

表2 主要輸出規制国の主な輸出規制品目

アフガニスタン	小麦
アルゼンチン	牛肉
インド	小麦、砂糖
イラン	ジャガイモ、トマト
パキスタン	砂糖
マレーシア	鶏肉

資料：日本経済新聞、2022年6月9日。

表3 アメリカの家族農場と全農場：1農場平均の農業純現金所得(1000ドル)

	2016／17年度平均	2022／23年度平均
全農場	40.4 (100)	50.3 (125)
家族農場	36.8 (100)	42.7 (116)

注1) 2022／23年度は、2022年9月時点での予測（アメリカ農務省経済調査局）。

資料：USDA/ERS, Farm-level average net cash income by typology.Sept.2022.

年度には、一四四一億ドル（一ドル＝一四〇円とし、二〇兆一七四〇億円）に達したとされる。

二〇二二／二三年度における企業を除くアメリカの農場の一農場平均・農業純現金所得は、全農場が五万三〇〇ドル、二〇一六／一七年度平均四万四〇〇ドルの一・二五倍。家族農場は四万二七〇〇ドルで、二〇一六／一七年度三万六八〇〇ドルの一・一六倍となっている。いずれも、一定程度上昇している。穀物価格の上昇は、家族農場にとっても恩恵をもたらしているのである（表3）。

### 穀物の輸入に依存する途上国を圧迫する

だが、世界には、穀物の輸入に依存する途上国も少なくない。サブ・サハラ地域（サハラ砂漠以南のアフリカ地域）は、そのひとつである。

この地域は、消費する小麦の八五％を輸入に依存している。その輸入小麦の三分の一を、ロシア・ウクライナ産が占めるとされる。

こうした国は、自国の農業生産の拡大を至上命令としている。先進国には、それに向けた協力と援助が求められている。

我が国も、積極的にその一翼を担う必要がある。

(SH)

## 座談会

## 地理的表示保護制度をめぐって

**作山** 本日は、「農村と都市をむすぶ」の研究会ということで、地理的表示に関する研究会を今から開催したいと思います。

本日の報告者として、農林水産政策研究所の内藤さんをお招きしております。私から簡単に御紹介しますと、内藤さんは、昭和六二年（一九八七年）農水省に法律職でお入りになりまして、様々な行政の経験が豊富な方です。内閣法制局にも出向していらっしやることがあつ



作山 巧氏

て、その話も出てくると思いますけれども、現在は農林水産政策研究所の主任研究官として研究をされています。

今日の農産物・食品の地理的表示、どのように政策が決

定されたのかというテーマでお話いただきますけれども、これは内藤さんが政策研究大学院大学で博士号を取られた博士論文が基になっております。ちょうど今ここに持ってきていただいたそうですが、商業出版の準備ができたようですので、皆さんもぜひお買い求めいただきたいと思っております。筑波書房から九月三〇日に出版されるという本の内容を基に、今日は御報告をいただきたいと思っております。

報告は資料を御用意いただいておりますので、皆さんのお手元にも配っておりますので、予定としては、冒頭四〇分程度で内藤さんから御報告をいただいで、その後、質疑応答という形で進めていきたいと思っております。一応二時間ということですので、進行に御協力いただければと思います。

では、内藤さん、御報告をよろしく申し上げます。

# 座談会出席者

(2022年9月13日 於：都内会議室)

司 会：作山 巧

報 告：農林水産政策研究所

上席主任研究官 内藤 恵久

出席者：谷口 信和 安藤 光義 服部 信司

堀口 健治 矢坂 雅充 友田 滋夫

西川 邦夫

(リモート)

小林 信一

## 1. 報告

内藤 御紹介いただきました農林水産政策研究所の内藤でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日は報告の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。御紹介いただきましたように、こちらの形でまとめさせていただいた内容を今日報告させていただきますということになっております。

まず二ページ目ですが、発表の内容になります。本日の内容ですが、主な部分はⅢのところ、これはG Iに関する政策決定に関する分析になります。Ⅳのところは、政策手段としてG Iを捉えたときの分析になります。その二つの分析の前提として、G Iの保護の基本的な考え方をⅡで整理しているということになっております。



内藤 恵久氏

三ページ目、テーマと問題意識ですが、テーマに選んだG Iですけれども、地域の特徴を生かした高い品質と評価を持つ産品の名称、これがG Iということです。ただ、こういう評価が高まるほど、その評価にただ乗りしようとする動きが出てくるというの

は、東西を問わず共通なわけです。このため、ヨーロッパでは一世紀以上前からフランス、イタリアを中心にG Iとして保護しており、今も重要な農業戦略ですが、一方で我が国では制度の創設が非常に遅れました。

最初は、二〇〇四年に農水省が検討したのですが、結局制度化を断念します。このときは特許庁が商標で地域ブランドを保護しようということになりました。ただ、一〇年後に再度検討されまして、そのときは調整が整って制度が作られたということでありませう。

このG Iについて二つの点に注目して分析しております。一点目が省庁間の政策決定の話でして、なぜ同じ分野で一〇年間たった後、それも地域ブランド保護の制度ができていますか。G Iが制度化されたのかというのが一点目。二点目が政策手段でして、このG I保護というのは、政策として今までの農政の中で、また各種の政策手段の中でどのように位置づけられるかということを分析しております。

先行研究ですが、まず四ページの政策決定の関係です。今回、省庁間の政策決定を取り扱っておりますが、この二省間の政策決定についてはセクシヨナリズムという関係で捉えられることが多くて、やはり省庁間の利害対立というか、縄張り争いといったような捉え方です。で、なかなか二省庁間では決着がつかない。結局、官邸

機能を強化したりして対応せざるを得ないといったような分析が多いわけです。

それから、そのセクシヨナリズムの背景にあるものとして、組織の特性ということで、組織には独特の標準作業手続や文化があって、それがどうしても政策決定に影響するということです。ただ、こういった考え方からですと、なかなか政策が変わらないということが導かれるわけですが、今回は政策が変わっている。そこで、(3)にあげた政策変化の力としてのアイデアに着目し分析しております。

特にこの分析では、五ページで示した唱道連合フレームワークというサバティアのモデルを使っています。このモデルは、ある政策サブシステム、例えば地球温暖化対策という政策サブシステムの中に幾つかの唱道連合がある。例えば、環境重視のグループと開発重視、成長重視のグループがあって、その中でいろいろ相互作用があり、学習も行われていき政策決定がされていくのだというモデルです。このモデルを地域ブランド保護の分野に当てはめて、分析をしているということになります。

六ページの政策手段関係の先行研究ですが、ここで見ておりますのは、類型化といいますが、手段の種類から見てみようということです。政策手段の類型化にはいろいろな考え方がありますが、特に代表的なものは、二



つ目に挙げたフッドの考え方で、政府がどういう資源を持っていくから考えるもので、権限を持っているので規制、お金を持っているのを補助、情報の結節点があるので情報、組織・人員を持っているので直接供給という四分類とするものです。ここで、組織・人員は全てに関係します、その他の三つ、規制、経済措置、情報という区分もあります。今回、G Iを情報の政策手段と捉えて分析しております。

それで、(2)の情報に関してですが、情報が働くにはどういう条件が要るかという先行研究が幾つかあります。やはり情報の受け手のほうを考えることが重要で、特に受け手に政府への信頼がないとうまく働かないのだというようなことが言われています。

その上で七ページの分析の枠組みですが、政策決定に関する分析については、アイデアに着目しようということで、二つの事例、つまり成功の事例と失敗の事例をアイデアがもたらした影響という点、それからアクター間の相互作用の面、さらにアイデア以外の外的な要因の面、そういったところに着目しながら分析しています。

それから、私は内閣法制局にもいた関係もあって、内閣法制局は、こういう制度物ですとかかなり影響があるものですか、その影響も分析しようとしております。

政策手段については、G I制度がこれまでの農政の中

でどのように位置づけられるか、また先ほど御説明しました政策手段の類型からいってどのように位置づけられるかというのを分析しています。さらに、今後の政策実施のことも考えていきたいということになっております。

八ページからのIIの部分は、分析に入る前での前提の整理でして、まずG I保護の基本的な考え方を整理しています。G I保護の国際的なルールはTRIPS協定の規定があるのですが、これはアメリカとEUの妥協の産物ですので、保護内容も中途半端というか、ブドウ酒については手厚い保護があるのですが、それ以外の地理的表示については、原産地の誤認を招かなければいいということになっています。どういふことかという点、北海道産パルメザンチーズと言っても、それは北海道産で、パルマ産でないと分るので、それはいいのだということになっているのですが、そこら辺が非常に妥協の産物になっているということで、EUは現在も強い保護を求めている状況です。

では、EUとアメリカはどういう仕組みになっているかですが、EUは産品名称を登録して非常に手厚く保護する形です。特徴としては、行政が関与して品質保証する、情報提供するという点でして、基準を登録して、それに合うかどうかを第三者機関が確認した上で名前を

つけて流通させるところに特徴があります。一方、アメリカは商標を使って、地理的な名称を保護しています。ただ、保護のため特定の品質は必要ありませんし、その品質について基準を設けて確認する形にはなっていないことでもあります。

九ページの表1で整理していますが、EUの考え方は、第一点として地域環境が特別の特性を生むとの考え方、テロワールという考え方が、そういう考え方をとるかからないか。アメリカ的に言えば、どこで作ったって同じものができるだろうという感じですが、このテロワールの考え方がありません。

第二点目が行政も関与して品質保証するか、アメリカのように権利者、事業者に任せてしまうかという点です。その二軸で整理いたしますと表一のような形になって、EUとアメリカは対照的なところに位置づけられるというように整理しております。この整理箱を使ってこの後日本で検討された各案の位置づけを整理しています。

一〇ページから実際の政策決定過程の分析になります。Ⅲ-1は二〇〇四年の検討ですが、二〇〇四年当時は、酒の地理的表示を保護していたのですが、これ以外には積極的な保護はしてなくて、一方、商標制度では、こういう地名のブランドは識別力の問題で、商標では保

護できないのだということになっていました。ただ、それでは困るのでということ、この地域ブランドの保護制度の在り方を検討しろというのが二〇〇四年の知的財産推進計画で示され、農水省と特許庁がそれぞれ検討を開始したということになります。

農水省は九月に専門家会合を設置して議論したのですが、専門家会合は一回やっただけなので、あまり内容を詰めた議論をしていないのです。そこで出た案ですが、権利を付与して保護しようと。それから、要件としては、産地に帰せられる特性ということで、EUと似ているのですが、これに加えて広い認識がなければいけない。この広い認識というのは、商標で言う識別性みたいな話なので、商標にちょっと近い感じです。それから、基準の適合も事業者に任せるということで、かなり商標に近い仕組みになっています。あえて位置づければ、表二で示したところということです。そうしますと、商標と同じ権利で内容も似ているものですから、特許庁としては非常に嫌がる。また、内容についても、法制局がどういう権利か不明確だと指摘するということで、農水省の検討がぶれたというか、うまくまとめられなかったという状況になりました。

一方で、特許庁はどうだったかということですが、この地理的な名称を商標で保護したいというのは、特許庁

もこの検討の前から考えていたのですが、先ほど言いました識別力の問題があって、商標では識別力のないものは保護できないということで整理していたわけですが、ですから、この検討の開始のときもちょっと難しいのではないかと議論だったのですが、農水省が検討を本格化した秋になると、もうやる方向の議論となり、あとはどういうやり方をしようかという話で、議論がどんどん進みました。そういった中で農水省がうまくいかないということになりますと、地域団体商標という新しい仕組みが出てきて、出てくればみんな賛成、成立ということになったという状況です。

この出来上がった地域団体商標制度を整理したのが一三ページで、EUとの差を書いています。地域との実質的な関係は必要ないということで、どういう特徴があるかとか、その地域のならではのものか、そういうのは審査しないのです。その名前がある程度知られていればオーケーということになっていました。

それから、品質等の基準の設定や基準遵守の確保を事業者に任せる形になりますので、整理をすれば、アメリカの商標制度の保護と同じところに位置づけられると思っております。

ここまでが一ラウンドといえますか、二〇〇四年の状況です。この後、地域団体商標ができてからの状況とい

うのがⅢ・Ⅱになります。地域団体商標ができますと、やはり地域ブランド保護のニーズがかなりあったということで、登録がどんどん進みました。二〇一一年、次の検討が始まる直前ですが、五〇〇ぐらい登録されて、半分は食品関係でした。ただ、利用者からは、PR効果にはなるけれども、経済的な効果にはつながらないという評価があり、研究者からも問題点が指摘されている状況でした。

ここで、当時の国内的な農政の動きを見ると、二〇〇四年の検討の時は小泉政権で生産性が重視されていましたが、その後、民主党政権、自民党の政権復帰ということで、多様な担い手とか付加価値向上ということがかなり重視される状況になっていました。対外的状況を見ますと、EUはずっとGIの保護強化を言っていたのですが、特にEPA交渉が始まって、EUからEPAをやるならGIを保護してくれと強く言われたというのがありました。

そういう中で、一五ページ以降にあるように検討が開いたということですが、二〇〇八年に閣議決定で農業競争力強化策としてこのブランド保護を取り上げられました。そのときはもう農水省は知的財産課を新設していました、ここが担当するという体制も整ってきていました。知財課の担当と当研究所も一緒に海外調査も行き、

かなり綿密な調査をした上で案を作っていく形になりました。一方で、特許庁は特許庁で、自分の制度でやりたいという検討を始めていました。

ただ、この当時、両省庁の関係としては、かなり連携体制ができてきておりました。というのは、農水省は知財を強化するという方向でしたし、特許庁は知財をてこに農業分野に進出したいということで、両方で協力しましょうということになり、地方経産局に農業関係の知財の相談窓口を置いたりして連携強化をしていくということがありましたし、中小企業者との連携法とかできて両省庁が協力する。それから、知財学会で両省庁から担当者が出ていってG Iについて議論するといったことで、ある程度のこういう連携の枠組みができていったのかなと思います。

そういう中で制度化に向けた研究会を農水省が立ち上げまして、委員として、特許庁のOBも二名入れて、その意見が反映されるようにしておりました。議論の結果、骨子案ができたのですが、ここではEU型の仕組みと読めるようなことが最初に書いてあるのです。品質等を担保する特別な保護制度ということなのですが、ただしということ、一方で地域団体商標制度が進んでいて、それを踏まえてやるべきだということも書いてあって、ここではどっちの方向なのかよく分からない書き方

をしてありました。

直後に農水大臣が記者会見で質問されたときにお答えになっていた答弁を見ると、「地域団体商標制度をベースにしたような形で」という発言でした。私はこれ聞いたとき、びっくりしたのですけれども、確認してみると、そのときに検討していたのは、両省間で話し合っていて、地域団体商標を取得したもののうち、特に特徴があるものについて、農水大臣が認定してG Iと呼びましょうというような、両方の折衷案というか、上乘せ案みたいのを作って、両省の共管にしようというので合意したということ、です。

この案の特徴ですけれども、商標をベースにしたこともあると思うのですが、日常的な品質管理の仕組みがありませんでしたし、日本の商標を前提にしますので、日本である程度識別されなければいけないということで、EUのG Iの多くがこれだと保護できないのです。そうすると、EPAの関係では結構問題ということになります。法制的にも、大体こんなような上乘せができるのかといったことを法制局から言われて、また、こういう必要性は農林水産物だけではないだろうとか言われているうちに、どうしていいか分からないということ、国会へ提出できずに、一年先送りになっています。そのうちに、EPAが正式に交渉開始になりましたので、EUの

意見がある程度聞かざるを得ない状況になってきました、このままではどうしようもない状況になりました。

というのが一八ページのところまでして、課長の交代を機にもう一回やり直したということです。六月に課長が替わり案を練り直して、EU型でいこうということまで再提案しています。特許庁は一度有利な案で合意していますので、この案にはかなり反発があったわけですが、いろいろ議論する中で、EUとの関係ではこのような仕組みが要るだろうということと、あとは両制度がちゃんと役割分担できる、つまり一方は品質の管理をやる、一方は名称に関する権利という役割分担をする。その上で権利と権利で商標が侵されるようなことでは困るので、具体的に言うと、GIが保護されているから商標を保護しないということはやめてくれということで、本来、知財の関係だと、先に申請したほうが勝つということが通例なのですけれども、GIが先にあって商標は登録できるとい形にして、農水省としてはちょっと嫌なのですが、これを飲んで合意したということです。

その後の法制局審査も難航しましたが、一応は通った。ただ、法制局審査で政策判断と考えられるような部分にもいろいろ意見をもらって、先ほどEUの特徴で言いました第三者機関が確認するというので信頼性を高めるのですが、そんなの実際にできるのかという指摘をさ

れ、それは農業団体がやったらいいではないかという形に変わっています。法案の国会提出期限は過ぎてしまいました。法案提出ができて、提出ができれば皆さん賛成ということで成立しているということです。

成立した制度の特徴としては、一九ページにあります。基準とともに名前を登録して、その基準の確認をきちんとする。ただ、確認するのは登録団体だということになっております。品質の確認もしますので、一応EUと同じようなところに分類されるのかなと思っておりますが、EUとの違いは、さっきも言いましたように、品質確認をするのがEUだと第三者機関、日本だと生産者団体がやって、それを国がチェックということになっていきます。

それから、商標との関係です。EUはGIを優先していまして、商標があってもGIを保護できるということになっているので、先ほど言ったGIがあっても商標が保護できるという日本とは逆ということです。こちら辺が違うということになります。

Ⅲ-4からが二事例を比較して分析したものです。まず二〇〇四年の失敗した事例ですが、このときの政策アイデアとしては、農水省はEUを参考にはしたのですが、権利設定をして品質基準適合の確認は基本的に団体に任せるといふものです。つまり、商標に近いような仕



組みでした。特許庁は当然商標を活用するというところで、表六の権利の設定の部分と品質基準の部分を見ていただくと、権利の部分は両方とも権利を設定して保護するところと一緒で、品質基準のところもあまり変わらないというので、非常に似通った、特許庁から見れば、自分のところに攻め込んでくるというようなアイデアだったと思われれます。

これを最初にお示ししたモデルで当てはめて分析しますと、地域ブランド保護という課題が設定されて、農水省が案を作るわけですが、権利付与型の案を作りましたので、商標権と同じ私権としてバッティングしてしまふ。そうすると、特許庁の保護にもかなり影響があり、反論がかなり出てきます。農水省案が成立しないような働きかけもするわけですが、そういった中で農水省はうまく対応が出来なかった。一方では法制局からも指摘を受けるという中で農水省は案を取り下げて、ただ、地域ブランド保護というのは、農水省としても必要ですの、特許庁の案が出ればそれに乗っていくという形になったというのが、二〇〇四年かと思っています。

では、二〇一四年はどうかということですが、この時の政策アイデアですが、農水省のほうは品質保証を前面に出していました。特許庁は一応最初の合意内容、つまり地域団体商標があって、その分野を確保しつつ、農水

省が上乘せをやるのはいよいよということでした。両案を対比して見ると、農水省のアイデアは、権利は設定しませんが、規制と権利ということ、ここは違う仕組みにしているわけです。品質のところを農水省が強調し、品質保証による付加価値向上の仕組みであると、今までとは違うのだというのを強く出してきたのが二〇一四年ということになっています。

二三ページがモデルへのあてはめですが、ここでは課題自体が農林水産物の付加価値向上ということでしたので、農水省は品質保証を前面に出しているという案です。ただ、特許庁から言えば、今までの地域団体商標の経験がありますので、その上乘せにしましょうということと、ところで両省で一旦合意はしています。その後法制局の関係とか、EUとの関係でこれではもたないという話があって、もう一度農水省から案を出すことになりました。特許庁でもやむを得ないということになったのですが、私権としてのバッティングはさせないという修正をさせて、最終的には制度の創設につながったということになっています。

この二事例を比較しますと、二四ページになります。やはり失敗時は詰めが弱くて、創設時のように農業の所得向上策として品質保証の制度だということを十分出せていなかったのだらうと思います。また、特許庁への

影響で見れば、失敗時は明確に競合したのに対し、成功時はある程度すみ分けができるということがあります。

それから、三つ目に、両省庁の討議の場が存在したということが違いとしてありました。それから、四つ目の外的要因の面を見ると、特にEPAを巡りEUとの関係で何らかのことをしなければいけなかった。

それから、五つ目に法制局の影響は両方に見られませんが、内容がぶれたり、最終的な内容にも影響しているということになります。

IVからは話が変わりまして、政策手段の関係になりません。二五ページは、これまでの農政の中でGIを見た場合ということですが、これまでの農政では、やはり生産性の向上を前面に掲げてやってきたということだと思えますが、民主党政権を経て、多様な担い手とか付加価値向上というのが強調されるようになった中で、このGI制度が出てきているのだらうと思います。また、これまでの品質政策を見ると、割と全国一律の品質向上というのが、生産対策を含めてされてきたのかなと思っっています。そういう中でGIは、差別化による付加価値向上施策ですし、その内容は、地域ごとの違いを出しているところ、これまでに違う新しさがあるのかなと思っっています。

次に、二六ページで政策手段の面から見ますと、農政

でやはり重視されている手段は予算ということで、ほかの省庁から見ると予算獲得が業務評価上も重視されるという指摘もありまして、予算が一番重視されていると思います。それから、許認可というか、規制の手段を見ると、省庁別に見ても五位のかなり多くの規制を持っている省庁でありまして、これも割と大きい。ただ、流通関係を中心に、今非常に規制緩和が進んでいるという状況です。その他の手段は少ないのですが、情報を提示するJASとか食育といったような手段があります。

経済措置、規制、情報に類型化すると、やはり経済措置が重視され、次いで規制と。大分下がって情報ということになります。GIというのは情報を消費者に伝えて、その選択によってやっていくということで、これまで重視されてきた政策手段とかなり違う仕組みかと思えます。また、その情報も全国統一ではなくて、地域ごとの多様な品質でやるところに特徴があります。

それから、もう一つ、GI制度は事業者の取組を公的主体が補完する仕組みです。情報の政策手段でも、環境マークなどは国が決めるのですが、GIはそれぞれの事業者が決めたものを国が確認するというところで、国が補完する仕組みになっていますので、こういう面でも新しい点があるのかなと思っっています。

次は、制度の実施ですが、二七ページにあるように現

在の登録数は一一九になりました。品目では野菜が多くて、果実が続いています。認知度が低いということがよく指摘されています。流通業者などはかなり知っていますが、消費者は、私どもが調査した数値では、認知度七%ぐらいということであまりと低い。この向上をやらなければいけないことです。登録を受けた生産者団体にアンケートをしているのですが、感じている効果としては、直接的なというか短期的な、マスコミに取り上げられるとか、機運が上昇するとか、認知度が上がるというのはそれなりに効果を感じていますが、価格が実際上がったとか、担い手増とか、生産量増みたいに時間が必要のものはまだあまり感じられていないということです。

効果も出てきつつあるというのは幾つか分析があるのですが、本当に登録だけの効果かと問われるとなかなか難しい面もあって、二八ページの図五はこれは同じ地域で、同種類のゴボウを作っていて、GI産品とGI産品でないものがあったので、登録前後で価格差が開いたかどうか分析したものです。こういううまく比較できるものがなかったり、長期的データがなかったりで、分析が難しい点はあるかなと思っています。ここはこれからの課題だと思います。

二九ページは、先ほど言ったテロワールとか品質保

証、情報提供に関係するような政策内容面の課題として二つ挙げております。まず、八丁味噌のケースで、二つの団体から伝統的な製法のもの、工業的な製法を含むものが出て、工業的製法のもを登録したということで、かなり批判が出ました。これは何を保護するか、テロワールとは何かというのに関わる問題ですし、何でも登録するのだったら信用できるのかという問題。これは、生協とかに言われているのですが、そういう信頼低下がこの産品に限らず、GI制度全体に悪影響を及ぼすのではないかとということで心配しています。

もう一つ、GIマークの使用任意化というのがあります。これは法改正で、最初はマーク使用が義務だったのを使ってもいいよという形に改正したのですが、これだとGIの認知度が上がりませんし、品質保証されたという情報が伝わらないということで、これはちょっとどうかなと思っています。なお、EUはGIマークの使用を義務にしています。

Vから分析のまとめになります。三〇ページが政策決定の分析ですが、まとめとしては、まず制度創設のときは、EU制度の十分な学習の上に政策が提案されて、そのアイディアがロードマップ、道路地図として行き着く方向を示す機能を果たしたということではないかと思っています。

二点目に、制度創設時は両省間に協力関係があつて、その上に議論が進んでいったということも大きかったと思います。ただ、三点目として、議論によつては変わりにくい部分というのがどうしてもあつて、それが今回は商品を識別する私権は商標権だということろだったと思います。ですから、商標を地理的表示より優先する扱いになっていると思つています。

四点目として、内閣法制局の指摘の影響は大きいことが、両事例で見られました。

五点目に外的要因ですが、EPA交渉などの外的要因と提案された内容が合致するというのが政策変化のためには非常に重要ということです。

三ページが政策手段関係のまとめですが、まず、農政の流れを見たときに、地域ごとの付加価値向上の取組を支援するGIという政策は、農政の変化の一環として捉えられると思つています。

二点目に、政策手段として考えたときは、これまで農業分野では経済措置や規制の手段が主であった中で、情報という手段であることが新しいということと、これから資金面とか規制面、なかなか限界がある中で、この情報的手段をうまく使っていくのが大事ではないかと思つています。また、その情報の種類も、民を官が補完するというようなところにも注目すべきと思つています。

四点目に、実施面では、認知度向上は必須ですが、登録に批判が寄せられた登録事例とか、マークの使用任意化による情報提供機能低下へきちんと対応する必要があるかと思つています。

以上を踏まえ政策的示唆ですが、三二ページの政策決定の面では、まずアイデアの深化の重要性をあげていまして、二省庁間調整の場面とか法制局との関係でも十分にアイデアを詰めているというのが非常に重要だと思つています。ここは当たり前と言われるかもしれませんが、この頃の官邸主導の政策決定の中で、本当にこういうアイデアを十分詰めることが行政でされているのか、若干心配と思つています。私も政策研とか、研究者を含めて、政策をよく練っておくことが、その政策案が時々外的要因にびたつと合ったときに採用されるかという面でも重要なことと思つています。

もう一点、特許庁の関係で申し上げましたが、変わりにくい信念に配慮した対応ということで、いくら協議してもなかなか変わらないところがあるのは事実だと思つてます。その悪影響をどう減少させるかということですが、やはり日頃からの人事交流とか業務連携でお互いを知っておくというのは結構大事かと思つています。実際、GIの担当にはずっと特許庁の人が来ていまして、かなり連携が進んでいるのかなと思つています。

三三ページの政策手段のほうは、まず認知度の向上については、これはかなり政府もやっています。少しづつ認知度が上がっているのかなと思っています。二点目に効果的な情報伝達については、GIマークもちゃんと使わなければいけないということです、どういう人にもどのように伝えるかというのが大事だと。今回触れていませんが、やはり制度内容をきちんと伝えないと評価が上がらないという分析も政策研でしておりまして、どのように内容を伝えていくかが大事かと思っています。ただ、具体的に産地側がきちんとPR等の取組をやらないと効果が出ないというのも分析として出ているので、この部分の取組を進めることが重要と思っています。今回の研究では十分分析できておりません。今後の分析課題だと思っています。

三点目に、制度への信頼の維持ですが、GIは情報の政策手段ですからこれがないとうまく進めていきませんので、基本的な考え、つまりテロワールの考え方、何を保護するかというのを明確化しなければいけないですし、異議が出たときにどう対応するか。手続の明確化と書いてありますが、EUですと本当に細かい規定あるのですが、日本だとあまりないので、そこら辺も含めて考えないといけないと思っています。また、これとも関係しますが、専門的・第三者的な意見を示して合意に導く

ような手法が必要ではないか。フランスだとINAO、原産地呼称全国機関というところがあって、そこが意見を出して合意を促しているわけですが、そういう外国の例も参考にしてやっていくべきかなと思っています。

以上が報告の内容ということになりますが、この研究を通じて政策アイデアの重要性、そのアイデアを通じて政策決定がされていくという過程を分析したと思っていますし、政策手段については、情報の政策手段というのが今後重要になると思っていますので、そこをどのように活用していくかというのを重視しなければいけないかなと思っています。

GIについては、今後も付加価値向上に効果を上げていくのではないかと思っています。先ほど言いましたような、残された課題を含めて今後も研究を進めていきたいと思っています。

以上で報告を終わらせていただきます。

## 2. 質疑応答

### (1) 地理的表示保護制度の創設経緯

**作山** ありがとうございます。非常にクリアな報告で、非常に分かりやすかったのではないかと思います。

最初に言っておくべきだった点を補足してから議論し



たいのですけれども、この本、この分析の価値というのは、地理的表示の策定に直接関わられた内藤さんが研究したという点が非常に意味があると思っています。一つは、二〇〇四年に検討して、結局うまくいかなかったときに法制局にいらして、それを審査する側だったということをおっしゃっていましたし、あとは、実際うまくいった二〇一四年のほうは、政策研の研究者としてヨーロッパの調査だとかも含めて、実際、農水省がこの制度を作るに当たって内部から随分アドバイスもされたということですので、そういう経過を知る方が政策、プロセスを分析したというところで、ほかの人にはできない研究だなと私は高く評価をしているところでございます。

では、議論にいきたいのですけれども、一応二つに分けて議論していただきたいと思っております。内藤さんの今日の御報告は、レジュメでいいですとⅢの地理的表示をめぐる省庁間調整による政策決定と、Ⅳの政策手段としての地理的表示というのがメインだと思っております。その間で分けて、最初にⅠ、Ⅱ、Ⅲのところについて質疑応答をしたいと思っております。それが一通り出尽くしたところで、Ⅳの政策手段としての地理的表示と「おわりに」というのを便宜的に二つに分けて議論したいと思います。

では、最初にⅠからⅢのところですか。どなたからでも

御質問いただければと思います。あとは、リモートで小林先生が御参加されていますので、小林先生は質問がありましたら、手を挙げるなりなんなりでお知らせいたしたいと思っております。では、よろしく願います。

では、口火ということで私からよろしいですか。私はいもも頂いて、前もって読んでいたくさんあるんですけども、二つだけ。一つは、資料でいうと一五ページなんですけれども、二回目の検討が始まった経緯というのは、二〇〇八年九月「新経済戦略フォーアアップと改訂」ということで地理的表示の検討をやれというのが出たのがきっかけですよ。私の興味は、これを誰が盛り込んだのかなと思っただけですよ。

というのは、農水省が言ったというなら分かるんですけども、もし経産省だとしたら、経産省は特許庁の利害を考えたら、新しいことはやらないほうがいい。農水省に地理的表示をやらせる材料を与えるのはあまり得策ではないので、これ、どこから出てきたのかなというのが最初の質問です。

**内藤** 二〇〇八年のここに載った経緯なんですけど、ちょっと聞いてみたんですが、なかなかはっきりしないんです。ただ、その前の一四ページにありますけど、対外的状況については、EUがWTOで継続的に保護強化を主張しておりまして、特に二〇〇八年は、生物多様性条約

とセットにした感じで、インドとか、ブラジルとか、かなり多数の国でG Iの保護をやるんだというのを共同提案しています。

かなり多数派工作が進んできた時期でして、もしこのG Iについて、ワイン以外もワイン並みに保護しなきゃいけないとなると、日本は当然それに対応する制度が要るわけです。だから、経産省としてもちょっと考えなきゃいけない部分ではある。今までの地域団体商標はG I保護ではないというのは、もう特許庁は断言しちゃってましたので、何らかの措置が必要になりそうかどうかという状況ではあったということがかなり影響したのかなと思っていきます。

**作山** 補足的に言うのと、農水省か経産省かほかのところというのははっきり分からないという感じですか。

**内藤** 当時の課長とかも聞いていたんですけども、何か急に入ってきたんだよとか言っていて、ただ、裏でやっていたかもしれないですね。最初のときは、かなり官邸のほうで農水省の意向者の方を中心に推進していたようなんです。

**作山** 私の質問としては、どちらかというところの経産省のほう为官邸から出てくるものに意見は盛り込みやすいですよ、いろいろな意味で。農水省の意見が盛り込まれるというのはあまりないと思うので、経産省に不利になり

ようなことを自らもし言ったとしたらどうしてなのかなという意識があったので、お伺いした次第です。

二つ目は、一八ページなんですけれども、制度を作るときに難航したという話を書いてあって、特に農水省と特許庁が一回合意したが、なかなか難航してうまくいかないということになりますよね。法制局の指摘とか日E U E P Aとか。私も官僚時代に日E U E P Aの事前協議をやっていたことがあるんですけども、私が思ったのは、日E U E P Aは官邸とか経産省が非常に一生懸命進めていたことなので、官邸から地理的表示法案をもっとちゃんとやれというようなプレッシャーとか、法制局に対する働きかけとか、そういうのはなかったかなというのはどうなんでしょうか。

**内藤** 官邸も関心は持っていたんですが、積極的に官邸が動いてくれて何かをしてくれたとか、そういうのはなかったと聞いています。ただ、ちゃんと進めてくださいよという話で、それは間接的には特許庁にもプレッシャーになったと思うんですが、中心になって動いてくれたということはないということです。

**作山** そうなりますと、法制局はちゃんと法制局なりの法令的な審査をきちんとやって、そういう結論が出たと。

**内藤** はい。法制局への説明も、農水省の局長が行っ

て、EPAのためにはどうしても必要なですというのをかなり言い込んでいますけれども、それは農水省の動きとしてやっています。

**作山** と思ったのは、ちょっと政治的な話になりますが、安倍政権になって、かなり法制局が政治的に影響力を受けるようになった印象を持っているので、安保健案とか、長官を首相が事実上指名するようになったりとか、そういう流れかなと思ったんですが、これはちょっと違うということですね。

**内藤** 違うと思いますね。結局かなりいろいろ指摘されて、提出期限が超過していますし、提出のときは国対とかに、何でこんな遅く持ってくるんだと怒られたようですが、かなり苦勞して農水省が動いて提出にこぎ着けたという感じに聞いています。

**作山** なるほど、分かりました。ありがとうございます。では、ほかの先生方、ぜひよろしくお願いします。

**西川** 西川です。どうも御報告ありがとうございます。大変興味深く聞かせていただきました。

日EUEPAとの関係なのですけれども、地理的表示の制度はEPAを締結することでEUの制度と調和させる形になったのだと思うのです。一方で、日EUEPAを進めている反対側では、TPPのほうも交渉していた

と思うんです。そうすると、アメリカは地理的表示にあまりいい顔していないという状況の中で、EUとのEPAによって地理的表示の法律を作るといのがTPPのほうに何か悪影響を与える、そのような懸念は当時なかったでしょうか。

**内藤** アメリカとの関係もやっています、ある程度これならというので内容を作っているんです。具体的な保護の内容を今日は御説明できませんでしたけれども、例えばアメリカですと、パルメザンチーズといったものを一番気にするわけですが、パルメザンチーズは、日本では普通の名称になっているので保護しませんという扱いにするとか、複合語というか、二つの言葉できた名称の一方だけ使っても大丈夫ですとか、そういうアメリカが一番嫌なところはちゃんと対応しているわけです。そこまでやれば結構大丈夫だろうということで、実際、アメリカの乳製品の関係の団体とかが、EUの言いなりの仕組みじゃないし、まあまあという感じになっているので、そこは配慮しながらやっていたということですね。

**西川** 具体的に事前にアメリカ側とすり合わせがあったというわけではなく。

**内藤** やっていると聞いていますが、中の話なので。当然やっていると思いますし、さっき課長が替わったという話をしましたが、もともとアメリカ大使館にいた方

が課長にきてやっているのです、こちら辺なら大丈夫かなというのでやっていただと思うんです。この本にもそこから辺ぐらまでは書いたんですけど、具体的なやり取り取りみたいなのはちょっと聞けていないです。

**西川** 分かりました。ありがとうございます。

**作山** 若干補足すると、たしか研究会にオーストラリアの人を呼んだりして、ちゃんと地理的表示に反対グループの人たちの声も随分聞いているんですよ。

**内藤** 聞いています。オーストラリア、アメリカの団体ですけれども、政府の代弁をしているような主張をするという状況でしたので、結局そこをこれぐらいでやるんではないかと話しているはずなんです。

**矢坂** 矢坂と申します。先ほど西川先生のご質問に関連してお尋ねします。アメリカでは乳製品の地域呼称は普通名詞のように扱うように要望しているのです、そういう配慮をされたということですが、逆にEUにはどのような説明をしてきたのかを教えてくださいたいんです。酪農・乳業関係で国際会議では、日本人にアメリカとEUのどちらの立場に立つのか、いわば踏み絵のように自分の態度を表明しなければならないことがあります。

日本人からするとパルメザンチーズは普通名詞ですけれども、EUの関係者はそれには同意しません。アメリカ

への対応ということは、逆に言うと、EUへの対応を非常に難しくするという側面がある。ここをどう調整されるのかというのを教えてください。

**内藤** その具体的なやり取りがどうなったかまではちょっと聞けていませんが、出来上がりを見ると、パルメザンは保護していませんけれども、アメリカが普通名称と主張するゴルゴンゾーラとかフェタとかは日本でも保護しているわけです。だから、両方の主張のこちら辺ならしようがないねと言えるかというところを検討してやっているんだと思います。

これは韓国なんかと同じでして、韓国もアメリカとFTAを結び、EUとも結びと、その間ですごく苦労するわけですが、どうしても何らかの合意点というか、着地点を見つけれないので、しようがないかというところで、EUとしてはG1保護陣営に日本が加わってくれたというので、結構よかったなと思っています。ところがあると思います。ただ、商標の扱いとか、後で相当文句を言われたとも聞いていますし、全員が万々歳にはなっていないんですが、両方があるときはそういうものですね。というので何とか収まっているということです。

**作山** 少し補足すると、私もWTOの交渉をやっていたんですが、EUの主張も、あくまで彼らの打ち出しの主張であって、一〇〇%達成されるとは思っていないで

すよね。交渉事だから強気で物を言っているだけで、実際には韓国もそうですが、いろんな国がアメリカとEUの両方とFTAを結んでいるわけだから、どちらとも調和することをやっているのは日本だけではないわけですよ。ということなので、EU型で保護をしながらも、異議申立ては認めてアメリカの主張も入れるとか、両方を満たすことは、実はそんなに難しくはないんじゃないかということでしょうか。

**内藤** アメリカとほぼ立場が一緒のカナダもEUと結んで、チーズの名前とかかなり特別扱いしながらやっていますので、そこはそれぞれの状況に応じてだと思いませんね。

**安藤** 変わりにくい信念について分析されていましたが、二〇〇四年のスタート時点では、この変わりにくい信念を変えるような提案を農林水産省は出せなかったということですね。結局、しっかりと品質を管理していくような考え方やそれなりのアイデアをこの段階で出すことが出来ていけば、実際にはその後、地域団体商標が出来上り、それがベースとなって、そこに上乘せするという形に制度がなってしまうかもしれませんが、そうなる前の段階で出されていけば、その後の展開も変わった可能性があると考えてよろしいでしょうか。

また、そのときに新しい考え方を出せなかったのは、

農林水産省だけではなく、我々日本人が地理的表示のよ  
うな考え方を、変わりにくい信念として商標登録のよ  
なものとして認識していたため、それを突破するような  
アイデアはやはり出てこなかったということかもしれ  
ません。ですから、これはやむを得ない結果だったとし  
て理解してもよいのでしょうか。

**内藤** 最初の部分ですけれども、私個人としては、当  
然二〇〇四年にもできたのではないかと思っています。  
特許庁もそのときは、ある程度整理がつけば、そんなに  
農水省の検討を邪魔しないという雰囲気だったと聞いて  
います。それが名称の権利を作るといっぐらいでかなり  
変わってきて、農水省は最初、規制の形で対応すること  
を考えていたようなんですけれども、そうするとそんな  
におかしくないのかなというような話もあり、この  
は、お酒のGI制度は財務省が所管しているんですが、  
既にその時規制でやっていたんです。それと同じような  
整理ができるんじゃないのというのもあるって、それはあ  
り得たんだと思います。

ここでも整理をしましたが、二四ページの失敗時は、  
EUの仕組みを形式面しか見ていなくて、EUのGI政  
策の説明は、知財というより品質政策として説明してい  
るように、EUも農業政策、品質政策として品質保証を  
重視してやっているというのを、十分学習した上での案



になっていなかったのではないかなと思っています。そうすれば、商標制度との役割分担というのを強く主張できたのではないかと思っています、そのときの特許庁の感じを見ると、最後まで反対するというような感じではなくて、商標関係の審議会の議論を見ても、品質をやるんだったらうまく切り分けなければいけないけれども、権利で来ちゃうと本当に正面衝突だみたいな発言が出ていたので、そこをうまく対応できていなかったのかなと個人的には思っています。

**矢坂** 以前、地域団体商標制度について勉強したことがあるのですが、農水省ではサブライチェーンを通じて品質や表示を保証する仕組みが具体的にはまだできていないというような感じだったと思うんですね。当時は牛肉トレーサビリティの法律はできたものの、第三者機関による認定の仕組みや現場での手順についてもいろんなガイドラインが次々と出されていて、実証事業で技術的な検証もやっているような状況でした。農水省側では地域と結びついた品質や呼称などを認証するノウハウが蓄積されていなかったもので、抽象的にはやりたいのだけれども、具体的な提案に結びつかなかったのではないかという気がしているんですが、いかがでしょうか。

**内藤** 特にこのときの担当課というのは、食品産業の担当課で、昔からやっている地域食品振興の一環でやっ

ていたんです。だから、品質とかの感じじゃなくて、途中からJASでやってくれとか、品質をやっている部署に検討を投げかけたりもしているんですが、そんなさざら言われたってできないよみたいな感じになっていきますので、体制としてもちゃんと品質というのを重視してやる仕組みにはなっていないかと思うんです。地域にある食品の振興策を考える一環でやっていたので、あまり品質面に配慮が行っていなかったのかなという気もしています。

後半の検討のほうは、もう知財課ですので、知財の一環である程度商標等との整理をしながら検討してきたという事です。

**服部** どうも私は明確、明晰に理解できないところがあるんだけど、二二ページと二三ページです。農水省と特許庁の政策アイデアというのがあって、農水省は、「行政関与の品質保証を講じた上での地理的表示保護。最も望ましいのは、商標制度とは異なる特別な制度の創設」と。特許庁は、「地域団体商標の上乗せによる地理的表示保護。当初は、証明商標制度による保護の可能性も検討」とあって、二三ページには、上乗せ案で「両省庁が合意」とあるわけです。農林水産省は「EU類似の制度案を再提案」と。その下に、特許庁が「再提案に対し①制度間の役割整理、②商標権との直接の競合を避

ける修正を行った上で同意」とあるんです。じゃ、結局どうなったんですかという話です。これはどう理解したらいんですか。

**内藤** 途中では一旦上乘せ案で両省が合意したんですけども、それをやろうとすると、制度としても法制的に難しいというのを法制局から言われているわけです。

もう一つは、日本の地域団体商標をとった上で、上乘せで農水大臣が認定するとなりますので、日本の商標をとらなきゃいけないわけです。つまり、日本で識別性がなきゃいけないというか、日本で知られていないといけないということになるんで、例えばEUの、日本では知られていないような事例がいっぱいあるわけですが、それを日本で登録しようとする、日本じゃ知られていないから、日本の商標はとれませんとなっちゃうんですね。そうすると、日本の地理的表示は登録できるけれども、EUのGIは登録できないみたいな話になって、EPAの関係ではうまく使えないので、また違う方向を考えた方がいいですねという話です。

だから、一旦まとまった案でうまくいけば、ここで国会に出せているんですが、出せない、失敗しているんです。この案では無理ということになって、国会提出が一

年先送りになって、その間にもう一回案を作り直したということなんです。だから、最終的には完全に農水省単独所管の独自の仕組みになりました。上乘せ案というのは、途中検討されましたけれども、あまり外にも出ないで消えているということになっています。

**服部** そこは分かりました。

**作山** 私も少しだけ補足すると、二二ページの話聞いていて思ったのは、日欧EPAという国際交渉の話は全く別のところであって、農水省と特許庁の官僚がお互い領土を侵さないで、合意をこっちでまた別に作ってしまいましたという感じですよ。だけど、EPAが動き出して、EUの言うことも聞かなきゃいけないから、官僚が勝手に作った合意ではEUの要求は満たされないから、EUの要求を満たすようなのをもう一回作ったということなんじゃないですかね、流れとしては。私にはそのように見えました。

**内藤** ただ、いろんな手がありまして、韓国はEUのGIの保護は完全に別枠でやっているんです。不正競争防止法にFTAで保護する外国のGIを保護しますという仕組みを作っていて、国内制度と全く違うところで保護しているんで、そのようにやってもいいじゃないかといった声もあったんです。国内のGI保護はこれでやっておいて、EUへの対応は別に考えたらいじゃないか

という考えもあったんですが、そんなわけにいかないでしょうと。EUにも対応できるし、日本のGIも保護できるような仕組みに作り直しましょうということで、最終的な案になったという感じです。

### 服部

まだ釈然としないものがありますけれども。

### 作山

確かにこの話は、商標とは何かとかいう法律的な権利の話ですから、権利概念をよく理解していないとなかなか分かりづらいところもあるかもしれないですね。私も素人なので、これを理解するのに随分時間がかかったんですけども、商標というのは、ある程度人が知っているというのが前提だから、全く無名の地域ブランドは商標にはならないんですよ。だから、EUのギリシャの片隅にあるようなチーズは、日本の商標にはひっかからないわけです。日本人が知らないわけだから。

ということなので、この二二ページの話で言うと、日本人が知らない以上、団体商標には絶対登録できないから、独自の地理的表示制度がない限り、EUのGIは日本では守らない、という話になるということで、よろしいですか。

### 内藤

地名を含む地域団体商標は日本である程度知られていることが保護の要件で、そうすると、EUのGIは保護できないものが結構あるということなんです。

最初、御説明しませんでしたけど、実を言うと、生産者

団体してみれば、結局保護してもらえばいいやというところがあるんです。ただ、特許庁と農水省にしてみれば、どのように保護するかというのはすごく大事な話で、その面では省庁間の関係が結構純粹に捉えられるかなど。別に政治家からこっちにしろとか、あっちにしろとか言われているわけではなくて、省庁間の協議の中で案が作られていて、途中では、特許庁が今までやってきたこともある程度尊重しながら、共管にすることをやりかけたんですが、それでは対応できない課題があるということになって、もう一度協議をやり直しているというのがありまして、そういう過程が幾つか観察できるんです。その流れを見ると、どこに失敗の要因があるか、成功の要因があるかが分かるんじゃないかというのが今回の分析ではあるんです。

農水省が行っている他の施策のように政治家とかアクトアゲが多くなってくると、もっと複雑な要因が入ってきますので、もっと団体とか政治の力とか入ってきてそうなんですけれども、GIについては成立のときに見ていただければ分かるように、全員賛成ですし、結局国会に出てくれば、どちらの案でも全員賛成なんです。こういう点から、GIについては省庁間でどのように整理したかというの、ある程度純粹に捉えられるのかなというところで分析しております。

**谷口** 今の地理的な名称の認知度というのは、どこに基準があるんですか。認知されている主体というのは。

それがよく分からないんです。例えば、八丁みその場合では、八帖町という地名を知っていて八丁みそを買っている人はほとんどいないわけですよ。しかし、八丁みそを知っていても、赤みそと八丁みその区別が明確じゃないのが実態です。さきほどのギリシャという場合には、交渉の相手との関係で決まる認知ということになっていた。つまり、WTOでいきなりグローバル化される地名は、知らない人は知らないということがいっぱいあるわけです。その範囲というのは、どういうふうに議論されているのでしょうか。

**内藤** 今回、もうちょっと要件を説明したほうがよかったのかもしれませんが、地理的表示法は認知度とか要らないんです。地域団体指標は、今の運用だと、最初に制度が創設されたときは、ほかの県ぐらゐまで名前が知られているというだけでやっていたんです。全国的に知られていなくてもいいけれども、ある程度その地域では知られている。だから、ネットとか見て、ちゃんと名前がいろいろ出ているかとかいうのを審査官が確認しているんですけども、全国まで有名になっていなくていいけれども、全国的に知られていけば普通の商標で登録できるのですが、地域団体商標の場合は少し緩和して、

最初は隣県までと言っていたんですが、今は隣の市町村とか、ある程度複数の市町村ぐらゐ知っていればいいみたいな、ちょっと緩んでいるようですが、そういう認知は求めている。それはもちろん日本の中での認知なので、EUのGIだと問題が出てくるころがある。

**作山** だから、そこは客観的があるというよりは、審査のときに特許庁の審査官が判断するというところでよしいんですか。

**内藤** データは出さんですけど、こんなふうに使われています。

**作山** それである程度、隣県とかで知られていれば認知度があると判断するということですかね。

**内藤** はい。

**谷口** そうすると、例えばシャンパンだとか、ワインだとかで地域名がくっついていて、少し問題になっていきますね。日本で言うところの陶器を瀬戸物という言い方をしていたでしょ。ああいうものは、今言った制度にどのような関係してくるんですか。

**内藤** 瀬戸物になってしまうと、完全に一般名称になっていきますので、そういうのは保護しないんです。それはEUでも当然保護しないです。

**谷口** では、瀬戸から来たものを瀬戸物と呼ぶということはどうなるのですか。

**内藤** 例えば、EUでもカマンベールというのは保護していいです。ただ、元々カマンベール村のチーズなので、どちらかというところゴルゴンゾーラと同じような感じなんですけれども、既に一般的な名称として使われているのでカマンベール・ド・ノルマンディとさらに地名をつけて保護している。日本で言ったら安納芋ってありますけれども、安納芋を宮崎とかでいっぱい作られちゃったんで、今GIで登録したのは種子島安納芋です。だから、そこら辺は難しいところなんですけれども、例えばシャンパンなんかも一般名称化しかけたというか、していたものを取り戻したという感じになります。そこら辺はどこで判断するかというのは、国際的には交渉事になったりします。有名になるとみんなが使い出すので、いつの間にか放っておくと守れなくなっちゃうというのが難しいところです。

**作山** 讃岐うどんとかそうですね。あれはまさに一般名称ですよ。だから、どう判断するのかはなかなか微妙かもしれませんけれども。

**内藤** これは判断に困るところがありますね。先ほどもおっしゃっていただいたように、パルメザンと云えば、EUにとっては当然イタリアのパルマ地方のチーズだし、アメリカに言わせれば、どこでも作れるチーズのタイプだとなりますから、そこは判断が全然違うんで

すけれども。

**西川** 一九ページのスライドに地理的表示法の位置づけという表があります。出来上がった地理的表示法というのは、右下から左上のほうに移動したわけじゃないですか。先ほどおっしゃったように、EUからすると、日本がEU側に来たということになると思うんです。

雑談的な話になるのですけれども、その後の日本とか世界全体の通商交渉のことを考えると非常に大きかったのかなと思っています。結局アメリカはTPPから離脱して、世界の貿易ルール形成から抜けていったわけじゃないんです。その後、日本とアメリカで締結した貿易協定は、ルール形成については全部対象から外されて関税だけになりました。最近になって、やっとバイデンが今さら感があるんですけども、IPEF（インド太平洋経済枠組み）を提案してきました。世界の通商交渉の流れの中で、今から見ればですが、日本の地理的表示法は大きい事象だったのかなという気がするんですけども、そこら辺はどのように評価されておられるかお聞かせいただけますでしょうか。

**内藤** TPPにはGI関係のルールが結構入っています。アメリカの主張がほとんど入っています。アメリカとしては、異議申立てをしつかりさせて、アメリカ側で問題のある保護には文句をつけて、保護させないという

ことを重視した内容になっています。だから、今時点ではどちらかの側のルールになっているかという感じではないんですが、EUはEUでFTA、EPAでどんな自分の制度を広げようとしています。特にアジア圏に広げようとしていますし、アメリカはアメリカでそのような動きをしていますから、まだ決着がつかないと思います。

いろんな場面でやられていて、WTOのほかWIPO（世界的所有権機関）の場でも議論されていて、こちらには原産地呼称の保護の協定を拡充させて、加盟国がヨーロッパ中心なんで、かなりEU寄りの規定に変わっているんです。まだどちらの側のルールになるかというのはなかなか難しいですし、日本はこういう法律を作りませんでしたので、EU型と言えと思いますが、それほど積極的に自らがルール形成をしようとしているのはまだ見えない気がします。

西川 ありがとうございます。

## (2) 地理的表示保護制度の政策手段としての意義と今後の

### 課題

作山 では、後半に行きたいと思います。御報告で言いますと、IVの政策手段としての地理的表示、それから「おわりに」という部分について質疑を続けたいと思

ます。

服部 二七ページなんですけれども、下から二行目に「PGI」「PDO」の「P」とはどういうことなんですか。

内藤 Protected、保護されたということなんですけれども、EUの仕組みは、地理的表示は内容が二つありまして、特に地域とか関係が深いPDOで、それほど関係が深くない、例えば加工品で原料はほかの地域から持ってきてもいいよ、その地域で加工していればいいよというのがPGIなんです。PDOだと原料から、例えば牛だったら餌の草もその地域の草だみたいな厳格なのがPDOでして、これはフランスのAOCとほぼ同様の内容です。PGIまで含めると、TRIPS協定で言っている地理的表示の範囲になるんです。

服部 DOの意味とは。

内藤 原産地呼称なので、Designation of Origin。

服部 分かりました。

「消費者の認知度は七・二%」、これ、日本のことでしようね。

内藤 そうです。

服部 その下に、「必ずしも高くないが、EUにおける認知度と大差なし」と。EUは認知度が八%と。EUの八%というのは、日本に関してはそんなものかと思う



んだけれども、EUはこんなもんなんですか。

**内藤** これは低過ぎるという気もしますが、国によって全然違うんですね。フランスとかイタリアだったらもちろん高いんですけど、従来GIを保護していなかった北のほうのヨーロッパは、EUとして導入したのが九二年なので、必ずしも高くなってその差はあるんです。ならして八%と。

**服部** では、国別の比率を単純平均しているわけですか。

**内藤** EU全体の数値です。国ごとにも出ているんですが、調査したときにGIのことで取り上げられたとか、この調査のときはギリシャのフェタというチーズが一般名称じゃないかといって議論になって、最終的にはGIだということで登録が維持されたんですが、そういうことでギリシャだと知名度が非常に高いんです。ただ、全体に認知度が非常に高いというわけじゃないと思っています。GIというのは、関心がある人にどうやって売るかというか、選択してもらうかが大事な仕組みではないかなと思っています。

もともとそんなに関心がないというか、どこで作って、どういう由来でというのにあまり関心がない人はそれほどGIのようなものに支払いませんので、関心がある方にどうやって訴求するかが大事な仕組みではないか

と。私もちょっとEUの数値は低いのでは、もうちょっと知っているんじゃないかのかなと思います。一方で、日本の方がちょっと高く出過ぎているんじゃないかとも思っています。取りあえず調査した数字を載せています。

**友田** 今の認知度に関わるんですけども、生産者にとつてどうかという話とは別に、消費者保護としての機能をどう考えるかということが一つあると思うんですが、GIと地域団体商標は、それぞれ消費者政策としてどのような関係にあると考えたらよろしいでしょうか。

**内藤** 本ではある程度整理してあるんですが、GI保護の根拠として挙げられている主要な点は、情報の非対称性の解消ということになります。GIの場合は、登録の基準を明確にして、それを公示しますので、それが伝わるというところは一つかなりの機能かなと思っています。商標の場合は、そういう内容はありませぬ。それは事業者任せられていて、その事業者の権利を保護するだけですから、情報が伝わるかどうかははっきりしませぬし、その機能の差はあるかと思えます。

**友田** そうすると、GIのほうがこれから認知度が高まっていけば、消費者にとっては非常に役立つものになっていくと。

**内藤** 期待したいところであります。今、政策研でも

少し調査しているんですが、マークがついているだけではあまり評価されないので、このマークの意味がどういうことかというのを併せて伝えないと、それほど評価の差にはつながっていないというのが、分析結果として出ていますので、どのように伝えていくかというのも大事な課題だと思っています。

**友田** ありがとうございます。

**堀口** ありがとうございます。今に関連するんですけども、二八ページの図5、厳密な登録効果をデータで把握するのが難しいということは分かった上で質問なんですけど、やはりこれだけの価格差があるんだから、何かの要因で買い手が差をつけているんですね。見ていると、岡山初の国のお墨つきだということが地方新聞に載ったりして、それがGIかどうかはともかく、消費者としては、そうなんだという情報がたくさん入っているんで、結果的にはこういう価格差が出るということなのか、何をもって消費者が連島、ごぼうを選んだか。同じような調査をほかではやっておられない？

**内藤** こういう産品が少なくなくて、これは農協の共選のものと同選のが並行してあって、農協の共選のものだけ品質管理をするので、GIの対象になります。ですから、同種のごぼうで、同じ地域の産地で、同じ時期に出るものが並行して出ていたと。一方にはGIマークが貼って

あって登録産品、一方は単なる連島産のごぼうとして売っていたので、この差を比較して、その差が開いていけば効果と考えられるだろうというのを分析してみたわけです。通常はその産地のもはみんなGIになっちゃうということになると、どれと比較するのかというのは結構難しい。特にこういう特徴のある産品ですし、同じ産地で大体同じ時期といったらこれじゃないじゃないみたいなことになると、比較対象が難しい。データが長期的にきちんとあれば、要素を分解して効果を出すことも出来るんですけど、そんなにデータがとれるわけでもないの、結構困っているという状況です。

今、先生がおっしゃっていたように、この連島ごぼうの場合は、岡山最初の登録ということでマスコミで多く取り上げられたということで、あの赤いマークのごぼうをちょうだいという人がかなり増えたみたいですね。やっぱりそういうことが価格に影響したんだろうなと思います。産地の卸売業者とか、農協の方に聞いている情報ですけれども、そこら辺の差が少し出てきているかと思っておりますが、継続的に品質を本当に評価してくれて、継続的に価格差が拡大していくかどうかはこれから見なければいけないと思っております。

**作山** では、私から今の質問に関連して質問なんですけれども、資料で言うところと二七ページです。今のGIの登

録数一一九になっているという話なんですけれども、一方ではG I ってそれなりの要件を満たしたものを登録するということですよね。片や農水省は、一県最低一個だとか、全体でこれぐらいだとか目標を作ってやっていきますよね。目標を作ってG I を登録させるとかというのは、G I の思想に合っているのかなというのが個人的な疑問なんです。要するに、農水省はどっちかというところ、今まで全国一律が好きだから、一県一個だとか、なるべく満遍なくやろうとしますよね。だけど、こういうものがない地域も実際はあるわけですよね。ということなんで、目標を設けることはG I の趣旨に沿うのかなというのはいかがでしょうか。

**内藤** G I の認知度のこともあって、ある程度登録数を増やさないと人の目にも触れないということがあり、なるべく登録を推進しましょうというのは動きとして理解できると思います。ただ、おっしゃっていただいたように、本書でも触れているんですが、何がG I なのか、どういふものを保護しているんですが、何がG I なのか、いと、制度に対する信頼も得られないですから、それはまず重視した上で進めるべきじゃないかと思ってます。G I もだんだん理解はされてきたので、一県一個とか言わなくても出てきているとは思ってますよね。

**作山** なるほど、分かりました。それに関してもう一

つなげてすけれども、今度は二九ページに関連して、G I マークの使用任意化というのがあります。内藤さんの御説明にありましたけれども、制度ができたとき、富士山のついたG I マークを必ずラベルとして貼ってくださいということだったんですが、二〇一八年に法改正をして、それをやめてしまった。私はあれがすごく疑問です。というのは、例えば海外で偽物を売られないようにするときにも、海外でG I マークを商標登録して、海外でまがいものが出たら、それを商標違反で摘発できるんだとか、防げるんだという説明を農水省はやっていますよね。そういう話をしていたにもかかわらず、今度は任意ですというのは、何かあまりにも筋が通らないような気がして、何でこういう改正がいとも簡単にできてしまったのかというのを御存じであれば御説明いただければと。

**内藤** 国会でもいろいろ議論されているんですが、改正した趣旨は分かるんです。例えば、一品ごとにシールが貼って流通している商品ならいいんですが、箱売りのもので、例えばリングを箱で買って、スパーで小分けして売るとき、では、それぞれマークをつけるのかといったときに、本当に対応できるのかと。義務違反でG I 法違反だと言われちゃ困るし、スパーも引き受けてくれないというか、ちゃんと対応できない。では、出荷の

際に一個ずつ貼るのかみたいな話になって、そこら辺の対応が難しいという議論があったということなんです。

もう一つ言っているのは、先使用というのを広く認めていたんですが、EUとの関係で限定的にしましたんですね。七年間しか使えませんがという改正をしたので、GI以外で名前を使えるところが限定されるので、マークをつけなくてもいいでしょというか、マークをつけなきゃいけない理由が減ったというんです。ただ、生産者団体にアンケート調査をとっても、あのマークの任意化っておかしいんじゃないのという意見が出ているので、工夫の仕方があったのではと思っていますが。

**作山** 今のお話を敷衍すると、負担軽減というのが一つの理由なんでしょうけれども、GIではない外国産のリングとかもちゃんとラベルを一個一個貼っていますよね。

**内藤** ここにもありますように、情報をどう伝えるのかとか、品質をどう伝えるかでは、マークにちゃんと品質管理していますよという意味が込められているので、それを貼らないと意味がないのではと思っています。

EUは実は最初、完全な義務ではなくて、途中から義務にしましたんです。それは消費者へ情報をちゃんと伝えて、選んでもらうという意味からも大事だということと義務にしていますので、ここはもう一度考えてほしいと

いうか、少なくとも実態的にはちゃんと貼るということをやってほしいと思います。

**矢坂** EUではサプライチェーンの川上部門から川下部門までの事業者が参加する垂直的な業界組織が認証基準を作り、第三者機関がその基準に基づいて認証し、この認証システムを国が認定するという仕組みになっていったと思います。

日本ではJAS規格のように国が基準を作っていて、しかも特定JASがよい例ですが、さまざまな規格が作られてきましたけれども、作ったらおしまいでなかなか普及しないと常々思っていたんです。その理由の一つは、日本では国が基準を作っていて、先程の垂直的な業界組織が消費者からの信頼を得るために認証制度のマーケティング活動を盛んにやっているEUとは異なっているからではないかと推察していたんです。今のお話ですと、GIはEUと同じ仕組みで、生産者団体に自主基準を作らせて認定していくのですね。しかし、それはEUと同じ仕組みを取り入れながら、結果的にはあまり大きな普及の推進力にはなっていない。これは生産者団体が社会的に信頼されているかどうかというところなのではないか。この点を教えていただければと思うんですが。

**内藤** EUも、第三者機関は審査する機関ということになりますので、やはりプロモーションとか中心になる

のは、パルマハムだったらパルマハム協会が日本でもかなりやっています、これは生産者団体のほうだと思わんです。そこはそれぞれの事業者が頑張らなきゃいけない部分があると思わんです。一方で、GI全体の信頼度というのは、EUとして、フランスとしてということ、行政機関が評価をかなり高めていると思わんです。その仕組みに対する信頼は行政側が対応しているんだと思わんですが、EUとの比較で感じるのは、品質保証の信頼度について第三者機関がやったほうがやっぱり信頼度が高くなるだろうとは思われるんで、生産団体にまずやらせている日本で、ちゃんと信頼してただけなかどうかというところはちょっと見なきゃいけないのかなとは思っています。

**矢坂** 例えば、JASではいろいろな品質保証の規格が作られてきましたが、あまり認知度も高まっています。私の印象では新しくできたJAS規格は作っただけで終わり。アリバイづくりというのは言い過ぎかもしれませんが、何か問題が起きるとそれに対応するために新たなJAS規格を作るのですが、それでおしまいです。一方、EUでは業界組織が認証制度の普及の主体になっているような印象を持っています。フランスの牛肉協会はフランス産牛肉の認証制度を作っています。それはGIとは違いますが、業界組織が国にお墨付きをもらって

自分たちの認証制度が消費者に信頼されるように働きかけているように思われます。日本では、農水省が社会的ニーズを考慮して食品認証の規格を作るのですが、その認証のマーケティングをするわけにはいかなくて、普及への推進力が全然違うのではないかという気がしているのです。いかがでしょうか。

**内藤** ただ、有機JASなんかは本当に認知度が高いんですよね。それはそれで動いている仕組みのような気がするんです。

特定JASだと、本当に小さいのでやると、GIと同じような範囲になっちゃうんだと思わんです。今度できたような新しい、例えば抹茶の伝統製法と最初言っていましたけれども、ああいふ単位でやろうとすると、EUで言うと、GIと並んであるTSGというか、伝統的製法とほぼ似た感じになるんじゃないかなと。ハモンセラノノとか、ああいうのがなっていますけれども、あれは産地を問わずに製法でやるんです。こういった場合、個別製品のマーケティングなどは個別製品の団体がやらざるを得ないと思わんです。

**矢坂** 例えば、生産情報公表JASなどを知っているかが中学校の受験問題に出るぐらい、なかなか認証制度そのものの認知度が高まらないのですね。

**内藤** 私もそこら辺、研究してないので何とも言え

ませんが、本当に消費者が求めている情報と合っているかどうかというところもあるのではないのでしょうか。規格をとればというんじゃないくて、消費者のほうの価値に合わない、それは評価につながるような気がするんですが、生産情報を公表して、それに価値を感じる人たちがどれぐらいいるかということですよ。その規格でも本当に評価されるものと評価されないもの、日本なら有機だったらかなり関心がある人が多いので、どこまで効果が出ているかはありますが、認知度としては非常に高いと思うんです。こちら辺は、私もこれから範囲を広げて勉強しなきゃなと思っています。

**谷口** むしろ矢坂先生に聞きたいんですけども、いわゆる有機農産物を買っている人は有機JASという表示のものを買っているということとどの程度重なっているんでしょうか。私は必ずしも重なっていないのじゃないかと思っていますが。

**矢坂** 有機という名前を使えるか使えないかというのは大きいかもしれません。

**谷口** でも、有機JASという表示があったから買うというわけではなくて、実質的にはもっと属人的な関係になっている側面はないかということです。八〇%ぐらい重なる関係があると認知度があるということなんでしょうか。

**矢坂** 有機の場合にはあえて有機JASを使わない人もそれなりにいて、それがかなりのシェアを持っているですね。

**内藤** 有機の場合はちょっと規制とかかかっていますので、JASを取らないと有機の表示ができないので、ただ表示をしないで内容は有機だと。

**矢坂** 先ほどのどういうところの情報提供に信頼を置くかということかもしれません。もう一つの質問ですが、情報提供して消費者に選択してもらおうという認証制度が非常に錯綜していて、分かりにくくなっているのではないかと思っています。地域団体商標が作られたときも、新たな食品認証制度は既存の認証制度の隙間で作っていかねばならないので、新しい認証制度は非常に作りにくいという話を聞いたことがあります。こうして認証制度が乱立してしまうと、JAS法の再編成などによって食品認証制度そのものを再整理しなければ消費者にはこの制度そのものが伝わらないのではないかと思うのです。GIもいわば隙間に作られた新たな認証制度というところがあって、消費者は非常に混乱してしまうのではないかと思うのです。

**内藤** 隙間を狙ってというのは、これを作っている立場ではあまり考えていないのではないかと思えます。今までの制度との整理は要るんですが。ただ、先生御指摘



のとおり、この情報を使っている仕組みですごく千差万別で、基準を作るところも国だったり、外部の公的な機関だったり、G Iで言えば、基本的には事業者団体だったりするわけで、それを担保するところもいろいろ異なっているということなんです。それはその内容によって適切なところが変わると思います。

そういう整理をしていくと、例えば機能性表示とか、本当はもうちょっと公的なところが基準とかを作ったほうがいいんじゃないかなと思ったりするわけですが、そういう内容に応じた基準の作り方とか、国の関与の仕方とか、基準適合の確認の仕方とかはうまく整理をすべきじゃないか思っています。

本書では十分整理はできておらず、制度内容を並べて何かすごくいろいろ違いますねというぐらいで終わっちゃっているんですが、情報の種類に応じどのような仕組みが適当か、頭を整理しなきゃいけないとは思っております。

**小林** 品質の保証やその管理は、G Iの場合は生産者団体が行うということだと思います。よく例にでる市田柿なんかは、もっちり感だとかが挙げられています、具体的にどのような品質を担保するのでしょうか。静岡では三島ばれいしょがあります、品種はメークインです。三島でのテロワールというか、地域に根差した生産

の特徴をどこに置いているのでしょうか。一般的なメークインではない、三島で生産されているものがG Iにふさわしいものであるというのは、どう考えられているのですか。

それから、もう一つは、名称として松阪牛の場合は「特産」と称しています。そのため特産ではない「松阪牛」というのがあります。思ってしまうんです。名称は自由に生産者団体がつけられるということかもしれませんが、ちょっと違和感があります。その辺は特に問題ないということでしょうか。あまり本質的な質問ではないかもしれませんが。

**内藤** 御質問ありがとうございます。個別の產品のことは、それぞれを見ないと分からないというか、個別のどういう特徴があって登録しているかがあって、その特性を生み出す生産行程が基準で明確にされているんです。ですから、登録簿を見ていただくと、どこに特徴を見出しているかが書いてあって、そのための担保の方法が書いてあるということになります。

三島ばれいしょの登録をちゃんと見ないと分からないんですが、バレイショとかで言えば、例えばこういう土壌でこれができるとなれば、その土質の範囲で産地を決めますし、例えばカボチャなんかだったら、かなり完熟させて取るというのを生産行程に入れていたりするわけ

です。三島ばれいしょの場合、掘り取りのときに手掘りなどで傷をつけないように行われているなどが特徴になっていたのではと思うのですが、その特徴により生産行程というか、基準が全然変わってくるわけで、その基準を担保するような管理方法がまた規定として書いてあって、それが登録簿に載っており、それを守らせているのが団体ということになります。私も調べたいと思います。登録簿自体は農水省のホームページに産品ごとに書いてあって、管理の方法も載っていますので、三島ばれいしょもそれに沿ってきちんとやっているとはいえず。

名前については、出すほうの意向が反映されると思いますが、個別の案件については審査の状況がはっきりとしませんが、ちょっと分からない部分があります。特産を入れていたり、製法を入れていたり、黒酢でも壺造り黒酢という「壺造り」を入れていたりするんですが、私なんかはこの部分は要らないじゃないかと思っていたりもするんですけども、そこは産地の意向なりもあって、具体的にどうしてそれを選ばれたのかは、今ちょっと分かりません。

**小林** ありがとうございます。確かに三島ばれいしょの場合は、非常に丁寧に収穫し、その後十分に風乾しているといった品質管理の面はありますね。割とアパウトな感じかなと思ったのですが、かなり厳密な管理基準

を持っていると考えると考えてよろしいですか。

**内藤** そこは産品によって全然違うんです。非常に地域特性、風土を生かした品質・製法の品目もありますし、一方で登録基準に社会的に評価が高いものが入っているんで、ある程度みんないいものだと思うわ。いると、それで登録の基準を満たすことになるので、そうすると、これは一般的な作り方じゃないかというのが載っていることもあり得ます。あるんですが、その評価の裏にあるのは当然品質があって評価になっていると思うんで、そこがどのようによく整理されているかだと思います。特異性がなければ保護できないので、どこが特徴かをそれぞれの産品で考えていただいているとは思いますが。

ただ、さっき言いましたように、濃淡はすごくあって、まさにそこじゃないと作れないよねというか、この気候じゃないと作れないよねというようなものから、いや、隣でも大体同じものができているんじゃないのというものまでかなり差があると思うんですね。

**小林** 生産実績として二五年ぐらいやっているということ、縛りとして強いのですか。

**内藤** それも法律上の要件ではないので、EUでも年数の明確な基準はないんですけども、その名前でちゃんと特質が分かって、生産地が分かるということが要件

ですから、それにはある程度の生産実績で、その名前で流通していないと、その要件を満たさないでしょうということなんです。その目安として二五年を使っているということなんです。

一概には言えないんですけども、中核はさっきのテロワールです。この土地、気候じゃないとこの品質は出ないというのを中心にしながら、他の地域でも同じようなものができるんじゃないのみたいなものも入っているということかと思えます。

**小林** 結局、地域は販売戦略として、生産者団体なんか売り込もうという場合、GIを活用しながらやっているということのようなところが成功している。既にもう名が知れているもの以外ではそんな感じで、あとは生産者団体なり、生産者がどう取り組むかということにかかってくるのでしょうかね。先ほどの制度は作ったけれども、なかなか普及しないという意味で言うと、GIをうまく活用していくというのは、地域の人たちがそれをいかに活用していくかということに、結果的にはかかるということなんです。

**内藤** GIに限らずブランドでしたら、ほかと何が違うかとか、特異性がどこにあるか、それを価値につなげるというのがないとならないから、その特異性をきちんと、まずは明確化するというのが基準作りだと思っ

ています。それをやらざるを得ないのがGIの仕組みですので、それを作り上げること自体も大事なと思います。

**小林** ありがとうございます。

**友田** 今のお話なり、あるいは先ほど矢坂先生がおっしゃっていた、隙間でいろんな制度ができていんじゃないかという話とも関わるかもしれないんですが、私も地域団体商標とGIを両方とっている事例をちょっと知っていますけれども、役所とか申請する側にとっては、その差というのは当然認識しながら両方申請したり、片方を申請したりすると思うんです。でも、それはマーケティングされる消費者にとってどうかというと、私たちがこの座談会で勉強していて、ああだこうだ言っているくらいですから、一般の消費者にその差がどの程度伝わっているのか、甚だどうなんだろうと私は思っちゃうんですけれども、JASもいろいろある中で、いろんな制度の違いやそれぞれの制度を消費者にちゃんと分かってもらうにはどのようにしたらいいとお考えでしょうか。

**内藤** いろんな手法はあると思うんですけども、先ほどちょっと御紹介した、うちが今やっている研究ですと、地域団体商標もGIも並べてアンケート調査で選択実験をやったんですが、きちんと事前に情報を伝えないとうまく差が出ないんです。品質保証がされているとい

うのを伝えれば、G Iのほうが高く出ています。

その伝え方はいろいろあると思うんですが、行政が行うやり方もあるし、産地としてマークと一緒にどういう情報を伝えるかということもあると思います。ここはまだ十分やれていないと思いますので、行政ともお話ししながら、こういう情報がないと、この仕組みはうまく働かないよねというのを今提案するとうか、伝えたいと思っているところです。単にとっただけじゃ全然効きませんよという話は、産地も頑張る必要があります。

**安藤** G Iについてですが、ずっと昔から歴史的に生産し続けてきたものでないと適用は難しいと考えざるを得ないのでしょか。例えば江戸東京野菜はもう東京では作っていないのですが、江戸のものとして歴史に残っていますし、復活できるかもしれません。もし、復活した場合は、G Iの適用対象になるのか。あるいは、江戸のものですが、ほかの場所で作って、同じようにそれが再現できたら、やはりG Iの対象になるのでしょうか。

結局、昔から続いてきたものでないと対象にならないのか、それとも、別の地域で、その地域特性を踏まえたものを新しく作っても適用対象となるのか、その点はどう考えたらよいでしょうか。

**内藤** もうちょっとちゃんと書けばよかったですねが、八ページにTRIPSの定義があるんです。定義と

して、その名称によって産品の特性と生産地が分かるというのが要件なんです。ですから、ある程度名前が使われることによって、その名前を聞けば、産地も特徴もある程度分かっているという状況が、ある程度の実績がないと伝わらないということですので、何年以上ないといけないとか、そういうのはないんです。また、その名前前で産地が分かるというのは、その名前前で使われている地名と一致しなきゃいけないということではないんです。生産地がずれちゃうときもあるんです。産地がずれちゃって、違う名前なんだけれども、そこで作っているのが分かるという状態になっていけばそれでいいんです。それはEUでもたくさんある。だから、そこは完全一致が要らないんですけれども、名前を聞けば、あそこで作っているなというのが分かる状態にならないといけないということなんです。

**作山** では、ちょうど時間になりましたので、今日の研究会はこれぐらいにしたいと思います。活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。内藤さんには資料も準備いただきまして、研究会に御対応いただき、ありがとうございます。

最後に皆さん拍手でお送りしたいと思います。  
(満場拍手)

**内藤** どうもありがとうございます。

2022年9月13日  
農村と都市を結ぶ 研究会資料

## 農産物・食品の地理的表示

—どのように政策は決定されたのか—

農林水産政策研究所上席主任研究官

内藤 恵久

1

## 発表の内容

### I はじめに

1. 問題意識
2. 先行研究の整理
3. 分析枠組み

### II 分析の前提の整理(保護の背景にある考え方)

1. 保護の国際的状況
2. EUと米国の保護制度

### III 地理的表示を巡る省庁間調整による政策決定

1. 2004年の制度創設失敗の事例分析
2. その後の状況変化
3. 2014年の制度創設の事例分析
4. 2事例の比較分析

### IV 政策手段としての地理的表示

1. 政策手段としての意義
2. 制度の実施状況・課題

### V おわりに

1. 分析のまとめ
2. 政策的示唆

2

## I-1. テーマと問題意識、研究の目的

- 地域の特徴を活かした高い品質と評価を持つ産品
    - 評価が高まるほど、その評価にただ乗りしようとする動き
  - ヨーロッパでは、1世紀以上前から、「地理的表示」(GI)として保護 → 重要な農業戦略の一つ
  - 我が国では、制度の創設に遅れ
    - 2004年 農水省が、制度化断念 → 特許庁が、商標制度で地域ブランド保護
    - 2014年 両省庁の調整が整う → 制度創設
- 
- この地理的表示保護について、以下の2点に着目
    - ① 省庁間調整による政策決定 なぜ、10年後は、省庁間調整が整い、制度化に成功したのか
      - 省庁間調整による政策決定要因の分析
    - ② 政策手段 「地理的表示保護制度」は、政策としてどのように位置づけられるのか
      - 政策手段としての意義とその効果的な実施方策を検討
  - 知的財産保護という目立たない政策(政治争点化しにくい政策)に関する政策決定 …方向は賛成、具体的内容は技術的・専門的で政治的関心低い → 省庁間調整における、省庁間の関係がかえってわかりやすい
    - ※ このような政策分野での政策決定に関する分析であることに留意
  - 2004年のと2014年の対照的な政策決定過程 → 比較の中で、結果に至る要因や政策的調整のあり方を明らかに

3

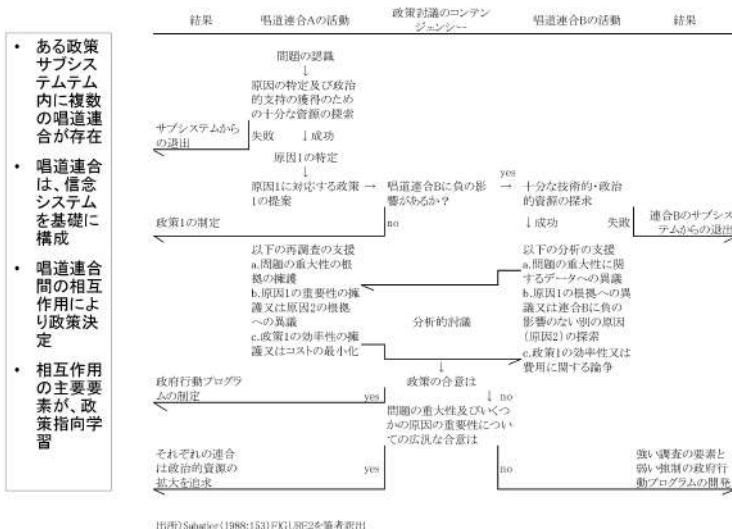
## I-2① 先行研究の整理(省庁間調整による政策決定)

- (1) セクショナリズム等に関する研究
    - 所掌権限等に着目…2省庁間では解決しがたい問題ととらえるものが多い  
村松(1994)、今村(2006)等
    - 知的財産分野での2省庁間調整による政策決定の分析(京, 2011)
  - (2) 組織の特性に注目した政策決定に関する研究
    - 組織行動モデル(アリソンとゼリコウ, 2016)…標準作業手続き、特徴的な組織文化
  - (3) アイディアや言説による政策変化等に関する研究
    - 政策の窓モデル(キングダム, 2017)…問題の流れ、政治の流れ、政策の流れの合流
    - 唱道連合フレームワークと政策指向学習(Sabatier, 1988)
- 
- 公共政策の決定に影響を与える1つの「R」と3つの「I」
    - 合理性(Rationality)、利益(Interests)、制度(Institutions)、アイディア(Ideas)
  - 省庁間調整による政策決定については、これまで、省庁間の「利益」の衝突であるセクショナリズムとして多く研究されてきたが、本研究では、政策変更をもたらす力としての「アイディア」にも注目

4



図1 唱道連合間の相互作用(2グループ間の政策指向学習)



5

I-2 先行研究の整理

## I-2② 先行研究の整理(政策手段)

## (1) 政策手段の類型化とその選択等に関する研究

- 政府の選択からのアプローチと政府の資源からのアプローチの違い、区分の細かさ等から、類型化の考え方は様々
- 権威(規制)、資金(補助等)、情報の結節点(情報)、組織・人員(直接供給)の政府の4つの資源に応じた区分(Hood 1983)
- 規制、経済措置、情報の3区分(Vedung 1998)

## (2) 「情報」という政策手段の効果的な実施に関する研究

- 公衆の受容の程度、情報受信者の規模、情報受信者の注意の程度  
…政府への信頼が低く、受容の程度が低ければ効果は減少(Hood 1983)
- 認知的要素の重要性、「注意」の必要性、情報受信者への配慮(城山 1998)

6

### I-3. 分析の枠組み

#### (1) 省庁間調整による政策決定に関する分析

- ・ アイディアに着目し、以下の視点から、2004年と2014年の事例を分析
  - ① アイディア自体の内容とその果たす機能
  - ② アイディアを巡るアクター間の相互作用
  - ③ アイディア以外の事項の影響
 知的財産制度という内容から、④内閣法制局との調整の影響も分析

(研究方法)

- ・ 少数事例による比較事例研究  
「地域ブランド保護制度の創設」という、政策分野・アクター等が同一な2事例の政策過程を詳細に追跡し、比較

#### (2) 政策手段としての地理的表示保護に関する分析

- ・ 以下の視点から、本制度の意義・特徴について分析
  - ① これまでの農業政策の中での位置づけという歴史的な視点
  - ② 政策内容の政策類型上の位置づけという視点
 また、③実施による効果、実施上生じている課題についても分析

7

### II-1. 保護の国際的ルール

- ・ 保護に関する一般的な国際ルール・・・TRIPS協定の規定(WTO設立協定の一部)
  - ・ 地理的表示の内容
    - ① 確立した品質等の特性
    - ② 特性と原産地との結びつきの存在
    - ③ その製品の原産地を特定する表示
  - ・ ぶどう酒等の地理的表示：手厚い保護(原産地の誤認は不要：追加的保護)  
それ以外の地理的表示：原産地の誤認を招く表示の禁止
  - ・ 特別(sui generis)な保護制度を設ける国は、EUを含め100か国以上
- ・ EUは、WTOで保護強化を主張 → 米国等と対立

8

## II-2. EUと米国の保護制度

[EU] 地域と結びつきのある産品名称を登録 → 追加的保護を超える手厚い保護

- 行政関与の品質保証、情報提供の仕組み(基準設定、第3者機関確認)

[米国] 商標制度の枠内(証明商標:原産地、製造方法、品質等の証明を目的とする商標)で保護

- 品質等と地域との結びつきは不要、基準の設定・確認や不正使用へは、商標登録者が対応

• EUと米国の制度の背景にある考え方

- ① 特徴ある地域環境が、特別の品質等の特性を生むとの考え方(テロワールの考え方)  
VS. テロワールの考え方をとらない
- ② 行政関与の品質保証・情報提供 VS. 事業者任せ

表1 EU型と米国型の位置づけ

	自然環境、独自のノウハウなど特徴ある地域環境が特別の特性を生み出すことを前提に保護を行う	地域環境が生み出す特別の特性を前提にしない
行政が関与して基準適合を保証し、情報を伝えることで、価値の向上を図る	EUの地理的表示保護制度	
取組内容は事業者任せ、専ら事業者の取組により高付加価値化が図られる		米国の商標制度による保護

9

## III-1① 検討の開始

- 2004年当時の状況
  - 特別の保護制度は、酒の地理的表示のみ(酒以外は不正競争防止法で保護)
  - 商標制度では、地域ブランド名の登録は困難(識別力がない)
- 2004年の知的財産推進計画
 

「農林水産物等の地域ブランドの保護制度のあり方について…2004年度に検討を行う」

→ 農水省及び特許庁が、それぞれ検討を開始

10

## Ⅲ-1② 農水省による地理的表示保護制度の検討

- ・ 農水省は、2004年9月、「食品等の地理的表示の保護に関する専門家会合」を設置
  - ① 権利付与による保護
  - ② 産地に帰せられる特性のほか、需要者間での広い認識を必要
  - ③ 基準への適合について、主に事業者に委ねる
- … 商標制度に近い政策アイデア

表2 2004年の農林水産省案の位置づけ

	自然環境、独自のノウハウなど特徴ある地域環境が特別の特性を生み出すことを前提に保護を行う	地域環境が生み出す特別の特性を前提にしない
行政が関与して基準適合を保証し、情報を伝えることで、価値の向上を図る	EUの地理的表示保護制度	
取組内容は事業者任せ、専ら事業者の取組により高付加価値化が図られる	2004年の農林水産省案	米国の商標制度による保護

- ・ 特許性は商標制度との競合に懸念
- ・ 内閣法制局は、権利内容や権利主体が不明確と指摘
- 農水省の検討にはプレ

## Ⅲ-1③ 特許庁による地域団体商標制度の検討と農水省の地理的表示保護制度の断念

- ・ 地理的な名称の商標制度による保護 … かつて、制度化断念の経緯(識別力の問題)
  - ・ 2004年5月の審議会の議論でも、保護に否定的な意見
- ・ 2004年10月 特許庁から審議会に対し、商標制度で保護する3つの案
  - 議論は保護の具体的方策の検討に

- ・ 農水省は、有効な成案をまとめられず → 地理的表示保護制度創設を断念

- ・ 2005年2月 「地域団体商標」制度を創設する審議会報告書
  - ・ 全国的な識別力を有していない段階で、商標登録を認める
  - ・ 行政は品質等を保証しない
- 2005年3月 商標法改正案 国会提出

## Ⅲ-1④ 地域団体商標制度の背景にある考え方

- ・ 改正法案は、衆参の経済産業委員会で全会一致で可決 → 2005年6月成立
- ・ EUの制度との違い
  - ① 地域との実質的な関連は必要ない
  - ② 品質等の基準の設定や基準遵守の確保は事業者任せられる

表3 地域団体商標制度の位置づけ

	自然環境、独自のノウハウなど特徴ある地域環境が特別の特性を生み出すことを前提に保護を行う	地域環境が生み出す特別の特性を前提にしない
行政が関与して基準適合を保証し、情報を伝えることで、価値の向上を図る	EUの地理的表示保護制度	
取組内容は事業者任せられ、専ら事業者の取組により高付加価値化が図られる		米国の商標制度による保護 <b>地域団体商標制度</b>

## Ⅲ-2. 国内外の状況の変化

## [地域団体商標制度の利用状況と課題の指摘]

- ・ 制度導入後、盛んに活用（2011年度末で500の登録、半数が飲食料品）
- ・ 利用者は、PR効果はあるが、売上増加等の経済的効果は少ないと認識
  - 品質管理水準を向上のための厳格性を欠き、経済効果を引き出しにくい（斎藤 2011）

## [国内的な農政の動き]

- ・ 2004年の検討時（小泉政権）・・・ 効率的な農業構造の形成（生産性重視）
- ・ 2009年 民主党政権・・・ 戸別所得補償及び6次産業化施策
- ・ 2012年 自民政権復帰・・・ 構造改革とともに付加価値向上策を重視
  - 付加価値を向上させる施策の重要性が増大

## [対外的状況と我が国への影響]

- ・ EUは、WTOで地理的表示の保護強化を継続的に主張
- ・ WTO交渉が行き詰まる中、我が国は、多くの経済連携を推進
  - ・ 2010年 菅直人総理のTPPへの参加検討の表明 → 農業競争力強化策が必要
  - ・ 2011年 日EU・EPAの交渉プロセス開始 → EUが地理的表示を重点事項として主張

## Ⅲ-3① 検討の再開と両省庁の関係

## [検討の再開]

- 2008年「新経済戦略 フォーローアップと改訂」… 農業競争力強化策として記載
  - 農水省及び特許庁が制度検討を開始
- 農水省では、2008年に新設されていた「知的財産課」が担当
  - EU等の海外調査を含め調査・研究 → 詳細な学習とその活用
- 特許庁は、証明商標制度による保護を検討

## [当時の両省庁の関係]

- 農水省： 知的財産施策を充実(2006年に知的財産戦略本部を、2008年に知的財産課を設置)
  - 2007年、農水大臣と経産大臣が、知的財産保護についての連携強化で一致
- 2010年「中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関する法律」
  - 両省が協力して、ブランド化などの取組を支援
- 2011年 知的財産学会で、地理的表示に関するセッション(両省担当者も参加)
  - 地理的表示保護に向けた一定の共通認識が形成
- 地理的表示保護分野をはじめ、両省庁の連絡・連携が進む

## Ⅲ-3② 地理的表示保護制度研究会における議論

- 農水省は、2012年3月、「地理的表示保護制度研究会」を設置
  - 複数の特許庁OB委員
- 5回の議論を経て、2012年8月、報告書骨子案を提示
  - 公的主体が品質等を担保する、特別(sui generis)な保護制度の導入を提言
    - 一方で、地域団体商標制度による取組が進んでいる我が国の特性に応じた独自の制度とすることも考えられるとも記述

- 骨子案提示直後の、郡司農相の発言「地域団体商標制度をベースにしたような形で」
  - 地域団体商標登録産品のうち、地域由来の品質等があるものを農水大臣が認定
    - 地域団体商標制度の上乗せ案
  - … 農水省は、商標制度の枠内で整理するという特許庁の希望に対応
    - 両省庁で合意



Ⅲ-3 2014年の制度創設の事例分析

## Ⅲ-3③ 検討の行き詰まり

- 両省庁の合意案の特徴
  - 品質基準の適合を日常的に管理する仕組みがない
  - EUの地理的表示の多くが保護されない(地域団体商標には国内での周知性が必要)

表4 2012年の農林水産省案の位置づけ

	自然環境、独自のノウハウなど特徴ある地域環境が特別の特性を生み出すことを前提に保護を行う	地域環境が生み出す特別の特性を前提にしない
行政が関与して基準適合を保証し、情報を伝えることで、価値の向上を図る	EUの地理的表示保護制度	
取組内容は事業者任せ、専ら事業者の取組により高付加価値化が図られる	2012年の農林水産省案	米国の商標制度による保護 地域団体商標制度

- 上乗せ案に対し、内閣法制局から多くの指摘
  - 木に竹を接ぐようなもの、農林水産物のみを対象とする理由がない、等
    - 農水省は、内閣法制局を納得させる説明ができず、法案提出に至らず
  - 2013年 EUとのEPA交渉が正式に開始・・・EUの主張に配慮する必要性が高まる

→ 検討の行き詰まり

17

Ⅲ-3 2014年の制度創設の事例分析

## Ⅲ-3④ 両省庁間の再調整と地理的表示法の提出

- EPAで、地理的表示の保護は、EUが最重視する一つ・・・上乗せ案では対応困難
- 国内的には、農業・農村の所得倍増、輸出拡大の具体策の要請
- 担当課長交代を機に、EU類似の制度を再検討・提示

- 特許庁との協議は難航 → 以下により、両省庁間の合意
  - EUの主張へ対応するため、特別の制度が必要なことの認識の共有
  - 両制度の役割分担に、特許庁職員の理解(特許庁で扱わない品質重視の制度)
  - 登録された地理的表示と同一でも、商標として登録できると変更

- 内閣法制局審査は難航 ← 省幹部からの必要性の働きかけ
  - 地理的表示の概念、従来の知的財産と異なる仕組み、品質管理の方法、等の指摘
  - 指摘を受け、品質管理は、生産者団体中心の仕組みに変更

→ 2014年4月、特定農産物等の名称の保護に関する法律案(地理的表示法案)提出へ

18

## Ⅲ-3⑤ 成立した地理的表示法の内容

- 法案は、衆参の農林水産委員会で全会一致で可決 → 2014年5月成立
- 制度の概要：①「地理的表示」を品質の基準とともに登録、②基準を満たすものに地理的表示を認め、GIマークを付す、③不正表示は行政が取締り、④登録団体が品質管理（国がチェック）

表5 地理的表示法の位置づけ

	自然環境、独自のノウハウなど特徴ある地域環境が特別の特性を生み出すことを前提に保護を行う	地域環境が生み出す特別の特性を前提にしない
行政が関与して基準適合を保証し、情報を伝えることで、価値の向上を図る	EUの地理的表示保護制度 <b>地理的表示法</b>	
取組内容は事業者任せ、専ら事業者の取組により高付加価値化が図られる		米国の商標制度による保護 地域団体商標制度

- EUの制度との違い
  - ① [品質管理] EU: 第三者機関が基準適合を確認  
日本: 生産者団体が管理 → 国の事前・事後チェック  
… 内閣法制局の指摘により、当初案の第三者機関による管理の方式が変更
  - ② [地理的表示と商標の関係] EU: 地理的表示が優位 日本: 商標が優位  
… 特許庁の主張により、当初案のEUと同様の扱いが変更

## Ⅲ-4① 2004年の地理的表示保護創設失敗の事例分析

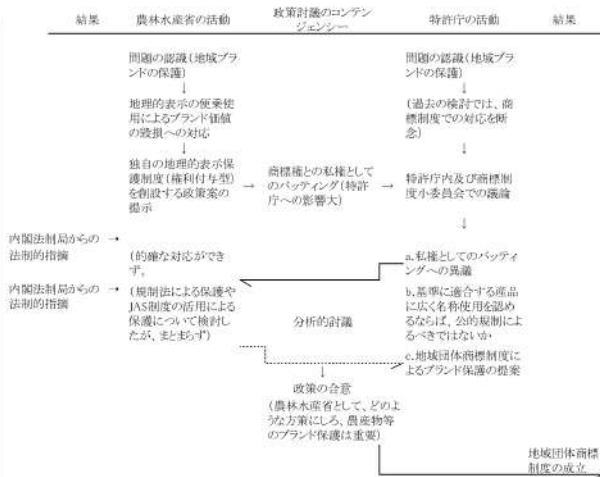
- 2004年の、農水省と特許庁の政策アイデア
  - [農水省]: EUの制度を参考に特別な保護制度  
しかし、権利設定による保護であり、品質基準適合の確認は基本的に団体に任せる
  - [特許庁]: 商標制度の活用(周知性の要件を緩和)  
品質等の基準については、設定するかどうかを含め、団体に任せる

表6 2004年の検討時の両省庁のアイデア

	農林水産省のアイデア	特許庁のアイデア
制度の大枠	独自の制度による地理的表示保護	商標制度の枠内での地域ブランド保護
保護の目的	不適正な名称使用を排除し、地理的表示が適切に機能することにより、農林水産業等を発展	発展段階の地域ブランド保護による地域振興
権利の設定	名称に関して団体に権利付与	名称に関して団体に権利付与
地域環境とのつながり	確立した品質等と産地との結びつきが必要	必要なし
周知性等	評価が定まったもの(地域ブランドとして確立したものを)を念頭	一定の周知性がある発展段階のものを含める
品質基準	基準適合が必要(行政の関与は、報告徴収。このほかの特段の品質保証の仕組みは設けない)	基準を設定するかどうかを含め、権利者に任せられる

図2 2004年の検討時の  
の両省庁の相互作用

- 政策課題：地域ブランド保護（地域振興）
- 〔農水省〕 EUの制度から教訓を引き出せず  
一 商標制度との機能の重複（権利法）
- 〔特許庁〕 商標権との競合に懸念  
地域団体商標制度を検討
- 内閣法制局指摘による農水省の検討のフロー  
一 成案がまとまらず、特許庁との十分な討議できず  
一 地域団体商標制度の成立  
（国際的に、地理的表示保護制度創設は必須となっていない）



Ⅲ-4 2事例の比較

### Ⅲ-4② 2014年の地理的表示保護制度創設の事例分析

- 2014年の、農水省と特許庁の政策アイデア
  - 〔農水省〕：行政関与の品質保証を講じた上での地理的表示保護  
最も望ましいのは、商標制度と異なる特別な制度の創設
  - 〔特許庁〕：地域団体商標の上乗せによる地理的表示保護  
当初は、証明商標制度による保護の可能性も検討

表7 地理的表示保護制度創設時の両省庁のアイデア

	農林水産省のアイデア(最終的なもの)	特許庁のアイデア
制度の大枠	独自の制度による地理的表示保護	商標制度を活用した地理的表示保護(地域団体商標制度への上乗せ)
保護の目的	農林水産物の付加価値向上を通じた農林漁業の競争力強化	同左
権利の設定	明示的な権利なし(規制により保護)	商標権(行政規制)
地域業境とのつながり	必要	(上乗せ部分に)必要。その確認は農林水産省が行う。
周知性等	特に必要としない	(地域団体商標として)周知性が必要
品質基準	基準の策定・公示。行政が関与した基準遵守の担保措置。	(上乗せ部分に)基準の策定が必要。その確認は、農林水産省が行う。

図3 地理的表示保護制度創設時の両省庁の相互作用

- 政策課題：農業競争力強化
- 両省庁の協力関係の上に、協議の場が存在
- [農水省] EUの実績の学習  
— 政策アイデアの十分な検討
- 上乗せ案で両省庁が合意  
— [農水省] EU類似の制度案を再提案 … EUとのEPA交渉や、内閣法制局指摘への対応
- [特許庁] 再提案に対し  
①制度間の役割整理  
②商標権との直接の競合を避ける修正  
を行った上で、同意
- ①農業競争力強化策を求める国内的事情  
②EPA交渉のため地理的表示保護が不可欠という国際的事実
- 内閣法制局の指摘による内容変更



### Ⅲ-4③ 2事例の比較と制度創設をもたらした理由

[2事例の比較による制度創設の理由の考察]

- ① 農水省の政策アイデアの内容とその説得力
  - 失敗時：形式面の議論が主で内容面での詰めた議論が不足
  - 創設時：EUの制度の十分な把握が教訓となり、農業の所得向上策を示す
- ② 特許庁への影響の度合い
  - 失敗時：私権として商標権と明確に競合
  - 創設時：私権として明確な競合はなく、品質保証という別機能の仕組み
- ③ 両省庁間の討議の場の存在
  - 創設時：検討前から、知的財産保護に関し両省庁間に協力関係
- ④ 外的要因
  - 創設時：競争力強化策の必要性、EUとのEPA交渉上の必要性が存在
- ⑤ 内閣法制局の指摘の影響
  - 内容面の検討が十分でない場合、特に内閣法制局の指摘により検討にブレ
  - 指摘が制度内容に影響

## IV-1① これまでの農業政策の中での地理的表示保護

- 農政の中心課題である「生産性の向上」
    - 2つの基本法を通じて、規模拡大による生産性の向上を重視  
 現行の食料・農業・農村基本法(2009年制定)、農業基本法(1962年制定)
    - 2009年からの民主党政権
      - … 一律の生産性向上よりも、6次産業化等による付加価値向上を強調
    - 2012年の自民党の政権復帰
      - … 生産性向上と並んで、6次産業化等による付加価値向上を重視
  
  - これまでの品質施策の方向
    - 代表的施策のJAS制度… 全国一律で品質・仕様の平準化・粗悪品の排除
    - 個別の生産対策における品質向上… 全国共通で評価される高品質化が中心
- 一 差別化による付加価値向上施策としての地理的表示保護  
 全国一律でなく、地域ごとの違いにより差別化

## IV-1② 政策手段の類型から見た地理的表示保護

- [現在とられている農業施策]
- 予算による支援措置が重要な位置づけ
    - 農林水産省では、予算獲得が個々の組織の業務評価のメルクマール(小島・城山 2002)
      - 2019年度当初予算額、2兆5,605億円(政府一般歳出の3.9%)
      - 生産サイドに働きかける施策が主
  - 許認可等の規制も重要な政策手段… 許認可数は、政府全体の11.4%
    - 流通面の規制(コメの流通規制など)は大幅に緩和
  - その他の手法(JAS制度など情報の提示による啓発的施策)
- 一 「経済措置」、「規制」、「情報」の3つの類型
- 地理的表示保護制度の、「情報」の政策手段としての特徴
    - ① 消費者の選択に働きかける施策
    - ② 全国統一でなく、地域ごとの多様な品質等の内容(規格)についての情報提供
    - ③ 事業者の取組を公的主体が補完
    - 特色JASマークの新設など、同じ方向の農業施策が導入
    - 他の情報の政策手段との比較… 基準設定についても、民間の基準が前提

### IV-2① 登録実績と制度の認知

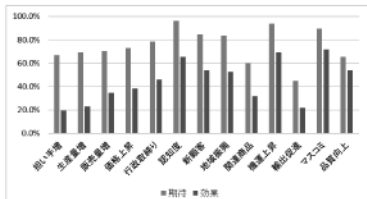
- 登録数は、2020年度末で107（2022年8月末現在 119）
  - 野菜類36産品、果実類17産品、牛肉10産品等
- 流通業者は、制度に対し一定の認知・評価
  - 制度認知の割合は60.5%（2019年時点）
  - 消費者が認知している、価格プレミアムがつく等の評価は必ずしも高くない
- 消費者の認知度は7.2%（2019年時点、菊島ら(2020)）
  - 必ずしも高くないが、EUIにおける認知度（PGIまたはPDOの認知度8%※）と大差なし
  - ※ London Economics（2008）による

### IV-2② 登録への期待と効果

（GI登録産品の生産者団体が感じている期待と効果）

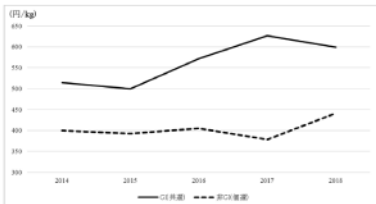
- 登録前の期待・・・認知度の向上（96.2%）、生産者の機運上昇、テレビ・新聞等のマスコミに取り上げられること、新たな顧客の獲得、地域振興等
- 感じている効果・・・マスコミに取り上げられること（71.8%）、生産者の機運上昇（69.2%）、認知度の向上（65.4%）等。価格上昇効果は、38.5%。担い手増、生産量増などは期待と効果のギャップが大
- 登録産品について一定の効果が報告（ただし、厳密な登録効果をデータで把握することが難しい）

図4 生産者のGI登録に対する期待と感じている効果（割合）



2019年9月末時点で登録されているすべての登録産品(96産品)を対象にアンケート調査を実施し、76産品(78団体)から回答を得た内容。出所/内藤ら(2020)

図5 地理的表示対象産品（連島ごぼう）と非対象品の価格差



GI登録(2016年)前後の価格差が、112円/kgから212円/kgへ拡大出所/八木等(2019)

## IV-2③ 制度を実施する中で現れた課題

- 地理的表示保護の2つの要素(①テロワールの考え方をとるかどうか、②行政関与の品質保証・情報提供か、事業者任せにするか)に大きく関連する、政策実施上の課題の発生

## (1) 製品の登録についての意見相違に関する問題

- 「八丁味噌」に2つの申請 → 2017年、県組合の申請に基づき登録
- 登録への批判や見直しを求める意見 … 登録を不服とする審査請求、批判的な新聞報道、登録見直しの署名、取消訴訟 など
- ① テロワールの考え方に適合しているか
- ② 制度・行政への信頼低下により、情報という政策手段が有効に働かないのではないか

## (2) GIマークの使用任意化

- 2018年の法改正で、マーク使用が任意に … 従来、GIマークの使用が義務
- 地理的表示登録された産品かどうか不明(制度の認知につながらない)
- 品質保証された産品であるという情報が伝わらない
  - 地理的表示とGIマークが組み合わせられて一つのブランドと機能(小林 2019)
- 地理的表示の認知度向上への支障や情報伝達機能低下の懸念

## V-1① 分析のまとめ(省庁間調整による政策決定)

- ① 制度創設時: EUの制度の十分な学習の上に政策アイデアが提案  
→ 「道路地図」(Goldstein and Keohane 1993)として機能、政策変化の大きな要因に  
(制度創設失敗時: 政策案の主要な要素が何であるかの検討が不十分)
- ② 制度創設時: 知的財産分野での協力関係が存在  
→ 既存の関係をベースとした、議論の場を通じた調整プロセスが重要
- ③ 商品を識別する私権は商標権という考え → 商標を地理的表示より優先する扱い  
→ 議論により変わりにくい信念(policy core belief(Sabatier1988))が、政策内容に影響を与え、必ずしも合理的でない内容に
- ④ 内閣法制局の指摘の影響が大きく、政策内容に影響  
→ 説明が容易な政策案を検討する傾向。また、指摘により、内容(品質確認方法)が変化
- ⑤ 制度創設時: 農業の競争力強化策への要請や、EPA交渉でのEUの主張 … この状況に対応する政策案としての、地理的表示保護制度  
→ 政策変化には、国内的状況や国際的状況と政策案が合致することも必要



## V-1② 分析のまとめ(政策手段)

- ① これまでの農政の中心・・・規模拡大等の生産性向上  
→ 地域ごとの付加価値向上の取組を支援するという農政の変化
- ② 生産サイドへの「経済措置」や「規制」の政策手段が主  
→ 「情報」により消費者の選択に働きかける点に特徴  
資金等の政府の資源に限られる中で、政策手段として重要
- ③ 本制度の「情報」・・・地域ごとの事業者が定めた自主的基準を公的に確認したもの  
→ 基準設定を含め、民間の取組を官が補完するという特徴
- ④ 制度の実施
  - ・ 制度の認知度向上が必要
  - ・ 登録へ批判がよせられた登録事例や、マーク使用任意化による情報提供機能の低下への対応が必要→ 政策的示唆で検討

## V-2① 政策的示唆(省庁間調整による政策決定)

- ① アイディアの深化の重要性
  - ・ 2省庁間調整の場面、及び内閣法制局との調整の場面の双方において、政策アイディアを十分に深化させることが重要
  - ・ 現在、各省庁で、アイディアの十分な検討がされているかどうかの再確認が必要
- ② 変わりにくい信念へ配慮した対応
  - ・ アイディアが十分検討されても、各組織が特に重要と考える内容に関わる場合、政策が変化しにくい→ この悪影響を減少させ、調整プロセスを円滑に進めるため、日頃からの人事交流、業務連携など連携の強化が有効

## V-2② 政策的示唆(政策手段)

### ① 制度の認知度の向上

- ・ 産地ごとに異なる課題にきめ細かく対応し登録数を増加
- ・ ブロック単位の展示会の開催など認知度向上手法の検討

### ② 効果的な情報伝達等

- ・ GIマークの確実な使用
- ・ ターゲットとする情報受信者に応じた情報発信方策の検討
- ・ 価値向上につながる産地の品質管理・PR等の取組促進に向けた働きかけ・支援
  - ※ 具体的な産品に即した制度の活用方策や効果、このためのガバナンスの在り方、地域・環境等に与える影響等については今後の分析課題

### ③ 制度への信頼の維持

- ・ テロワールの考え方等保護の基礎となる内容の明確化
- ・ 登録への異議が示された場合の手続の明確化
- ・ 専門的・第三者的な意見を示すことにより関係者の合意を形成する手法の検討

### (参考文献)

- ・ アリソン・クレアム、フィリップ・セリマウ、津嶋裕範(2016)「決定の本質 キューパ・ミサイル危機の分析」(第2版)1-10、日経IP社、Allison G. L. and J. Zelkova(1998) *Decision Making: Exploring the Cuban Missile Crisis* (2nd ed.) Pearson Education
- ・ 今村和南建(2006)「官庁セクシ」ナリズム」東京大学出版会
- ・ 新島良介・伊藤暢宏・内藤東久(大橋のくみ・八木浩平)2020「消費者の認知制度等に対する認知と評価」(農業拡大プロジェクト)【高付加価値化】研究資料集1号「地域ブランド活用による高付加価値化の取組と今後の展開—地理的表示の活用と消費者意識—」農林水産政策研究所 30-37
- ・ 斎藤介(2011)「著作権法改正の政治学 戦略的相互作用と政策構結」木鐸社
- ・ キングダム・ジョン、空原千景(2017)「アジェンダ・選択後+公共政策」勁林書房  
Kingdon J. W. (2011) *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, *Japan Edition with an Epilogue on Health Care* (2nd ed.) Pearson Education
- ・ 小島浩司・城山英明(2007)「農林水産省の政策形成過程」城山英明・相野勘博編著「続・中央官庁の政策形成過程—その構造と変容—」中央大学出版部 141-149
- ・ 小島浩司(2019)「地域ブランド論における地理的表示保護制度の理論的考察」(フードシステム研究)26(2) 40-56 斎藤等(2019)「「地域ブランド」の実践的課題とは」(農業拡大プロジェクト)【高付加価値化】研究資料集1号「地域ブランド活用による高付加価値化の取組と今後の展開—地理的表示の活用と消費者意識—」農林水産政策研究所 1-17
- ・ 城山英明(2006)「情報活動」奥田明編「行政学の基礎」岩波書店 263-283
- ・ 内藤東久・大橋のくみ・新田幸子・八木浩平・新島良介(2020)「地理的表示等保護制度への登録の効果及び今後の課題—登録産品のアンケート調査による分析—」(農業拡大プロジェクト)【高付加価値化】研究資料集1号「地域ブランド活用による高付加価値化の取組と今後の展開—地理的表示の活用と消費者意識—」農林水産政策研究所 1-17
- ・ 松枝結夫(2004)「日本の行政」中央公論社
- ・ 八木浩平・大橋のくみ・新田幸子・新島良介・吉田行徳・内藤東久(2019)「地域ブランド製品に対するブランド保護制度への期待と効果」(フードシステム研究)26(2) 74-87
- Goldhamer, G. and R. O. Swalows(1993) *Global Design Policy: An Analytical Framework*, *J. Geographical Systems, 3* (1) 39-54, *Geographical Systems, 3* (1) 39-54
- Dorn, E. A. (1983) *The politics of environmental management*
- Funder, D. (2008) *Psychological Theory: A practical perspective on the organization of theory and practice in psychological studies* (2nd ed.), London: Routledge
- Sabatini, P. A. (1983) *An Advocacy Coalition Framework of Policy Change and the Role of Policy-Oriented Learning*, *Human Ecology* 11, 129-158
- Ventling, I. (1999) *Policy Instruments: Typologies and Theories* M. Lusa, B. Yaker, B. C. Rost, and E. Ventling (eds.), *European Studies Association, News* 10(2) 23-28

内藤恵久（ないとうよしひさ）

1964年生まれ、愛知県出身

1987年東京大学法学部卒業、同年農林水産省入省

大分県農政次長、総合食料局総務課調査官、内閣法制局第4部参事官等を経て、2009年より農林水産政策研究所

2020年政策研究大学院大学博士課程（政策プロフェッショナルプログラム）修了、博士（政策研究）

現職 農林水産政策研究所食料領域上席主任研究官

主な著書

『新しい品種登録制度のあらまし』（地球社、1999年）

『逐条解説 農地法』（共著）（大成出版社、2011年）

『地理的表示法の解説』（大成出版社、2015年）

『農林漁業の産地ブランド戦略』（共著）（ぎょうせい、2015年）

『『ポスト貿易自由化』時代の貿易ルール』（共著）（農林統計出版、2015年）

『逐条解説 農業協同組合法』（共著）（大成出版社、2017年）

『地理的表示の保護制度の創設—どのように政策は決定されたのか—』（筑波書房、2022年）



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章

はじめに  
地理的表示保護をめぐる状況と保護制度の違いの背景にある考え方の検討と創設失敗、地域団体商標制度創設の過程（2004年及び2005年の地理的表示保護をめぐる政策過程）  
地域団体商標制度導入後の状況変化  
地理的表示保護制度の再検討と創設に至る経緯（2014年の地理的表示保護をめぐる相互作用を通じた政策決定）  
アイディアをめぐる相互作用を通じた政策決定  
地理的表示保護制度の実施  
地理的表示保護制度の実施

## 研究成果報告

## ミミズの団粒形成機能の見える化

農研機構 西日本農業研究センター  
 中山間営農研究領域生産環境・育種グループ

金田 哲

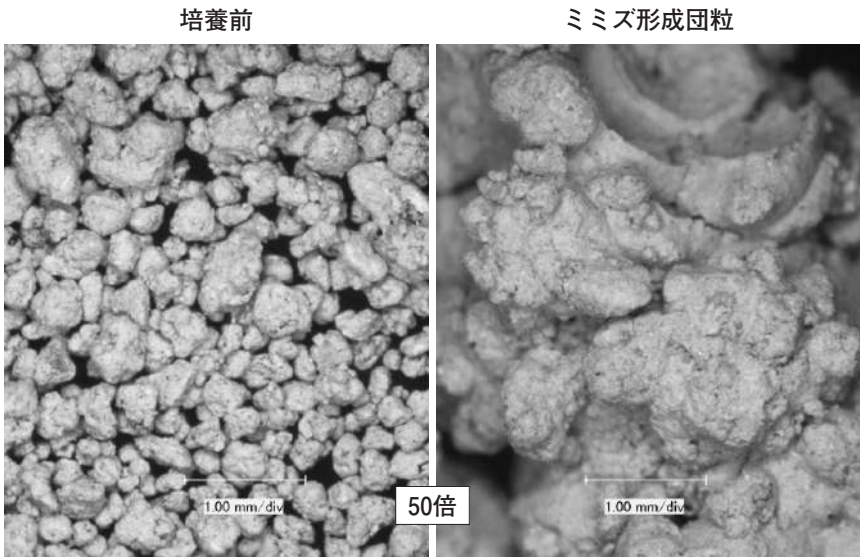
チャールズ・ダーウィンがミミズに注目しミミズによる土壌耕転作用について本を出版している。この本ではミミズによる土壌耕転作用の影響力の大きさについて述べられており、イギリスやヨーロッパにおいてミミズが1ヘクタール当たり一八トンやそれ以上の糞を土表面に排泄していたことを記している。その後多くの研究者によりミミズが作物生育へ及ぼす影響が調べられてきた。

van Groenigen et al. (二〇一四) によって、これら過去の研究結果を使ってメタ解析を行った結果、ミミズが作物生育に効果があることが示された。この研究では有機物施用や窒素施肥の効果も同時に解析されており、有機物施用量が多くなればミミズによる生育促進効果が高まり、窒素施肥が多ければ促進効果が弱くなることが示されている。ミミズは有機物を摂食、消化し栄養を取っ

ている。そして未分解の有機物や排泄物を糞として排泄する。この糞の中の有機物をさらに微生物が分解することで、ミミズにより直接的、間接的に有機物中の栄養塩が無機化されていく。植物は基本的に有機物中の栄養塩を利用できないので、ミミズによって無機化された栄養塩を植物が利用できるようになる。しかし、ミミズの効果を定量的に示した研究は少なく、未だミミズがどれぐらい居たらどれぐらいの効果が期待できるかなど定量化までには至っていない。欧米ではミミズの研究は進んでいるが、日本では欧米と異なるフトミミズ科が優占し、気候も異なるため欧米の研究結果が日本にそのまま適用できるかは十分には明らかになっていない。

ミミズは土と有機物を一緒に食べるので、ミミズの糞は土と有機物が混じった団粒になる。図1の左の写真は

図1 ミミズを培養する前の土と培養後ミミズが形成した団粒



土を2mm以下に篩ったもので、この土でサクラミミズという土壌の中で生息するミミズを飼育すると右の写真のような大きいサイズの団粒が形成される。

団粒には土壌の物理性改善効果があり、土壌中で団粒が多くなると透水性排水性が改善する。ミミズが形成する団粒の中で、糞団粒はその中の主要なものの一つである。土の中の糞は土と区別がつきにくく、また糞に土が付着しているため糞だけを取り出すことが難しい。一方で土の表層に糞を排泄する種類があり、それらの種がどの程度糞を排泄するかは、地表に排泄する糞を集めるだけで調べられる。渡辺（一九九五）が地表に排泄される糞量を調べた過去の研究を整理したところミミズによりヘクタール当たり年間一・五〜五〇七トンが排泄されている。タイ、ナイジェリア、スーダン、アイボリーコーストでは、それぞれ一三二、二二二、一七三、二八〇、五〇七トンなど多くの排泄量が記録されている。筆者が福島の不耕起畑で調べた結果、ヨコハラトガリミミズという種は年間ヘクタール当たり三〇トンの糞を地表に排泄していた（金田ら二〇〇九）。地表に糞を排泄する種は、糞の多くを地表に排泄していると思われるが、土の中にも糞を排泄するので、最低でも三〇トンの団粒を形成していることになる。

ミミズは有機物を食べて消化分解すると記したが、ミ

ミミズが形成した団粒中の有機物の分解が、団粒外の有機物よりも遅くなることも指摘されている。メカニズムとして、団粒内が嫌氣的になり有機物分解能力が高い好気性微生物の活動が抑制されること、有機物の物質レベルでの組成がミミズに摂食されることにより分解しにくい物質が多い組成になること、有機物に粘土鉱物が付着することなどの要因があげられている。土壌への炭素蓄積は、土壌の肥沃度や温暖化緩和に関係するため重要である。ミミズによる炭素動態は、ミミズの密度や土壌条件により変化すると考えられるが、ミミズがどの程度団粒を形成しているかを把握することは、炭素動態を考えるうえで重要といえる。

ミミズの重要な機能は、養分循環と団粒形成だが、ミミズは食べて排糞し養分循環と団粒形成を行っていることから、両者はなんらかの正の相関関係を持っていると思われる(図2)。この関係は土壌条件やミミズの種で変化すると考えられるため、環境要因も含めて今後研究する必要があるが、団粒形成量を推定することで、養分循環量も推定できるようになるだろう。

そこで筆者はミミズがどの程度団粒を形成するかを把握する研究を進めている。ミミズの活動は温度、水分や餌となる有機物量によって変化することが分かっている。こういった要因とミミズの活動の関係は、種類によ

って変化すると考えられ、種が異なれば変わる可能性がある。これまでに筆者は土壌に生息するサクラミミズ(図3)という種を用いて、重量、土壌温度、水分と団粒形成量の関係を調べた。サクラミミズは北海道から九州まで生息していることが確認されている。実は地域によりサクラミミズの個体サイズが大きく異なっている。例えば一般には四・九cmの個体が多いが、北海道に生息する大型の個体では、体長が一四・一七cmになる。サイズだけでなく生態も異なっている可能性がある。そこで、生息場所によりミミズ重量と団粒形成量の関係が異なるかを確認した。ここではこれら二つの研究結果について簡単に紹介する。

サクラミミズの重量と団粒形成量の関係を調べた結果、重量が大きくなるほどたくさんの団粒を形成する結果が得られた(図4)。個体のサイズが大きくなれば食べる量も多くなるので想定通りの結果で、重量と団粒形成量はべき乗の式で表現できた。土壌温度、土壌水分と団粒形成量の関係を調べた結果、湿っている条件で団粒形成量が増加し二〇度から二五度で多くの団粒を形成した(図5)。実験は恒温器の一定条件で行ったが、室内実験で得られたモデル式は野外に設置したポット試験の実測値と良くあっており上手く推定できたと考えられた。

上記実験では一つの個体群を用いたが、ミミズのサイ

図2 環境要因、ミミズの活動と機能の関係

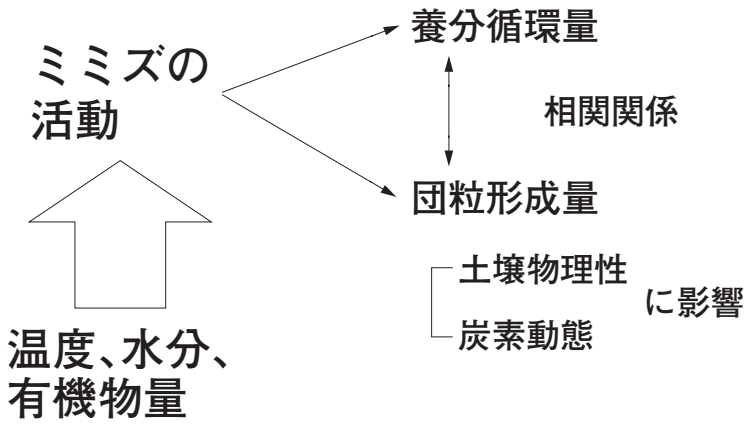


図3 サクラミミズ

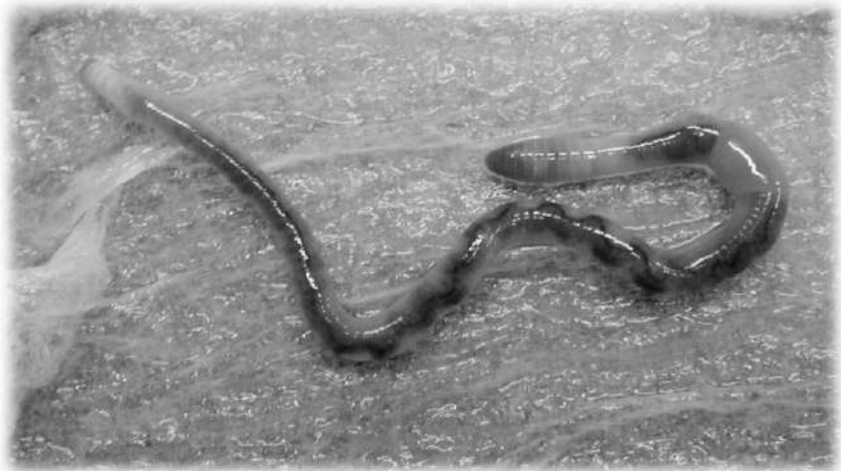
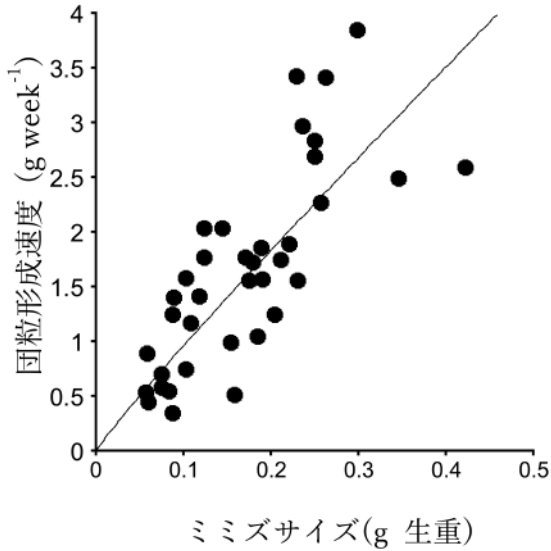


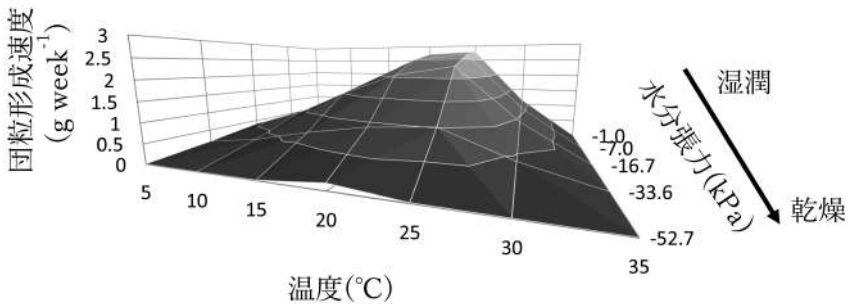


図4 サクラミミズの重量と団粒形成速度の関係



Kaneda et al. (2016)

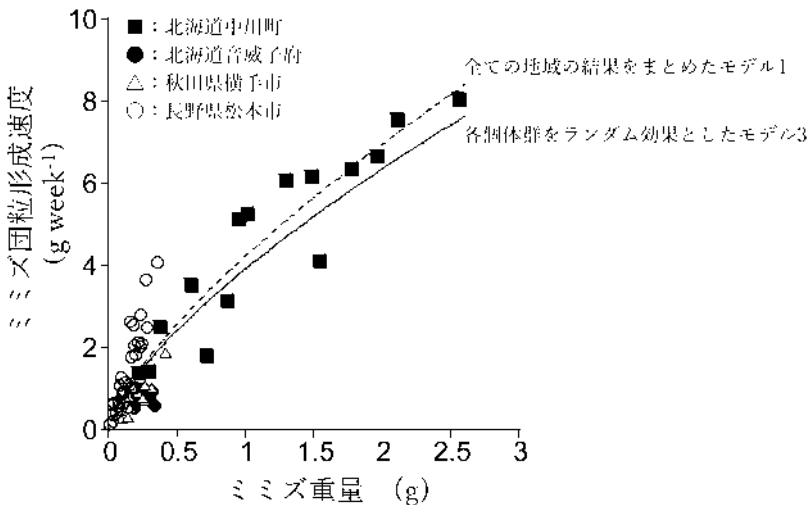
図5 土壌温度及び水分がミミズの団粒形成に及ぼす影響



温度、水分が団粒形成速度に及ぼす影響に交互作用が無いと仮定し、ミミズ（重量0.15g）がそれぞれの温度、水分で形成する団粒量  
Kaneda et al. (2016) から作図

ズや生態的特性は、地域個体群により異なると考えられ、団粒形成速度にも影響を及ぼす可能性がある。そこで、長野県から北海道の間で四つの地域個体群を採取し、それぞれの個体群でミミズの重量と団粒形成量の関係を比較した(図6)。北海道中川町の大型の個体が二・五gまでの重量となり、他の三つの個体群は大きくても〇・五g程度であった。地域個体群の影響は、モデル選択により評価した。モデル1は、全ての個体群の結果を一つのべき乗の式で表現したモデル。モデル2は、地域個体群により個別の式で表現したモデル。モデル3は、地域個体群をランダム効果としたモデル。これら三つのモデルを赤池情報基準(AIC)で比較するとともに、統計的に有意にモデルが異なるかを評価した。それぞれの個体群の重量と団粒形成速度を調べた結果、どの個体群でもミミズ重量が重くなるほど団粒形成速度が速くなる結果となった。個体群により団粒形成速度が異なるか調べた結果、AICの値はモデル1<モデル3<モデル2となり、それぞれのモデルは有意に異なる(p<0.001)事が明らかとなった。つまり団粒形成速度は個体群により異なるという興味深い結果となった。しかし、日本全国といった広域で団粒形成速度を推定しようとした場合、全ての個体群でミミズ重量と団粒形成速度の関係を調べることは不可能である。このため、広域

図6 各個体群のミミズ重量と団粒形成速度の関係



でサクラミミズの団粒形成速度を推定する場合、地域個体群をランダム効果としたモデルを用いることで効率的に推定できると考えた。

現在、日本では一三〇程度程度のミミズが確認されている。個体群で体サイズと団粒形成量が異なることから種間でもその関係は異なると考えられる。全ての種で実験を行うことは難しいので、効率的にミミズの効果を推定するには、大まかにでも推定できる計算式を開発する必要があるだろう。またミミズが農地にどれぐらい生息しているかを推定できるようにするとともに、季節変動の影響を把握する必要がある。こういった研究を進めることでミミズの効果を定量的に示し、ミミズを活用する農地管理につなげたい。

引用文献

チャールズ・ダーウィン 渡辺弘之訳 (一九九四) ミミズと土。平凡社。

van Groenigen, J. W. et al. (二〇一四) Earthworms increase plant production: a meta-analysis. *Sci. Rep.*, 四, 六三三六五。

Kaneda, S., Ohkubo, S., Wagai, R., Yagasaki, Y. (二〇一六) Soil temperature and moisture-based estimation of rates of soil aggregate formation by the endogeic earthworm *Eisenia japonica* (Michaelsen, 1892). *Biology and fertility of soils*, 五二: 1-11.

七八九-七九七。

Kaneda, S., Yonemura, S., Sakurai, G. (二〇一七) Earthworm population is a significant regulator of rate of formation of soil aggregates: a case study in *Eisenia japonica* (Michaelsen, 1892). *Edaphologia*, 100: 311-316。

金田哲、岡野正豪、浦嶋泰文、村上敏文、中嶋美幸 (二〇〇九) 除草剤(グリホサート系) 散布が不耕起畑のヨコハラトガリミミズの生息密度及び糞排泄速度に及ぼす影響。日本土壤肥料学会、八〇・四六九-四七六。

渡辺弘之 (一九九五) ミミズのダンスが大地を潤す。研成社。